

運動公園野球場照明設備改修工事

令和 8 年 7 月

案内図		工事概要		項 目		特 記 事 項																																		
 工事場所 運動公園野球場		・撤去：投光器 1 6 2 台（照明塔 6 塔× 2 7 台）＋電撃殺虫器（照明塔 6 塔× 1 台） ・新設：投光器 1 2 6 台（照明塔 6 塔× 2 1 台）＋電撃殺虫器（照明塔 6 塔× 1 台）		特. 1. 17		建物解体に関する法令の遵守		・本工事施工において、建物の撤去解体を行う際には石綿障害予防規則、建設リサイクル法、労働安全衛生法、大気汚染防止法、その他法令を遵守し、必要な措置を講ずること。																																
		特記事項		特. 1. 18		浦安市検査監理課による検査		・本工事施工において、請負者は浦安市検査監理課の指示に従い工事完了後、検査を受検すること。 ・請負者は工事の中間検査、出来形検査、完了検査については現場代理人、監理技術者及び主任技術者等を同席させること。																																
		・本工事は施設利用者への安全確保に努めながら工事を行うこと。 ・工事にあたっては、監督職員、施設管理者と調整し施設運営に支障がないようにすること。 ・ ・ ・		特. 1. 19		契約時に提出する書面		・以下に示す工事に該当する場合において建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条及び第13条に基づく書面を契約書とともに提出すること。 （１）建築物解体：延べ面積 80㎡以上 （２）建築物新築・増築：延べ面積 500㎡以上 （３）建築物修繕・模様替え： 請負代金 1億円以上 （４）土木工事等：請負代金 500万円以上																																
		一般共通事項		特. 1. 20		設計変更等		・設計変更等については、約款第18条から第26条に記載しているが、その具体的な考え方や手続きについては、「建設工事請負に係る設計変更等ガイドライン令和4年4月」（浦安市）によること。																																
		<table><tr><th>項 目</th><th>特 記 事 項</th></tr><tr><td>特. 1. 1 適用範囲</td><td>・本工事は、1. 質疑回答書 2. 特記仕様書 3. 図面 4. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書及び同公共建築改修工事標準仕様書（以下、「標準仕様書」という。）により、工事を行う。</td></tr><tr><td>特. 1. 2 工期</td><td>・契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 17 日まで。</td></tr><tr><td>特. 1. 3 工事作業時間</td><td>・原則として8:00～18:00とするが、作業日も含めて担当課と調整の上、詳細決定するものとする。</td></tr><tr><td>特. 1. 4 作業休日</td><td>・原則として日曜日及び祝日とする。</td></tr><tr><td>特. 1. 5 工事場所の環境</td><td>・工事場所：浦安市舞浜 2 番地 2 7 ・工事車輛の駐車及び資材置き場等は工事範囲敷地内で計画すること。</td></tr><tr><td>特. 1. 6 公害防止</td><td>・工事に伴う公害防止のため、施工方法、機械施設、作業時間等の制限は浦安市環境保全条例による。</td></tr><tr><td>特. 1. 7 安全対策</td><td>・施設利用者・関係者に十分配慮した安全計画とすること。 ・工事車輛の出入が多い場合には、必要に応じ適宜、交通誘導員を出入口付近に配置し、第三者の安全を図り、事故の完絶を計ること。</td></tr><tr><td>特. 1. 8 工事用道路</td><td> ・仮設道路を整備する。幅員 ｍ、延長 ｍ ・砕石敷き・鉄板敷き </td></tr><tr><td>特. 1. 9 仮囲い</td><td>・全体配置図（仮設込）・案内図を基本とする。 ・万能鋼板（H=3,000）修築に配慮した物とする。 延長 ｍ ・B型バシケード（H=1,800）程度とする。 延長 ｍ </td></tr><tr><td>特. 1. 10 工事内容掲示板の設置</td><td>・工事契約後直ちに工事内容の掲示板を作成し、正面道路に面して見やすい位置に掲示する。 （建設業の許可票・労災保険関係成立票・作業主任者・緊急時連絡表・建築基準法による確認表示板・施工体系図・下請負人に対する通知・建設業退職金共済制度適用事業主の現場標識・石綿則関連標識） ・掲示内容その他については監督職員の指示による。</td></tr><tr><td>特. 1. 11 残土・産業廃棄物の処理</td><td>・資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱、その他関係法令に従い適切に処理し監督職員に報告する。</td></tr><tr><td>特. 1. 12 諸官公署による指導</td><td>・諸官公署による指導は本工事に含むものとする。</td></tr><tr><td>特. 1. 13 光熱水費等</td><td> ・竣工引渡しまでの期間の基本料金及び使用料金は本工事に含むものとする。 ・本施設のもを無償にて使用してよいがその量が著しく多くなる場合はこの限りではない。 </td></tr><tr><td>特. 1. 14 受電に伴う主任技術者の立会い</td><td>・受電に伴う主任技術者の立会費及び申請関係等は一式本工事に含むものとする。</td></tr><tr><td>特. 1. 15 経年検査</td><td>・工事完成後、請負者は契約書に準ずる期間は、保証の責に任ずる。 ・竣工引渡し後12ヶ月かつ24ヶ月には建築設備全般について経年検査を行う。 ・立会者：請負者各工事担当者・主任技術者 </td></tr><tr><td>特. 1. 16 環境に対する配慮</td><td>・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定に該当する場合は、必要な措置を講ずること。 ・施工機械については、低騒音型（超低騒音型含む）機種を使用し、必要な申請を行うこと。 ・使用材料については、積極的に再生材料を使用し、再利用できるものについては、これを再利用に供する。 ・AS・C0等の廃材については、積極的に再利用に務め、再利用及び処理方法については監督職員に承諾を受ける。</td></tr></table>		項 目	特 記 事 項	特. 1. 1 適用範囲	・本工事は、1. 質疑回答書 2. 特記仕様書 3. 図面 4. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書及び同公共建築改修工事標準仕様書（以下、「標準仕様書」という。）により、工事を行う。	特. 1. 2 工期	・契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 17 日まで。	特. 1. 3 工事作業時間	・原則として8:00～18:00とするが、作業日も含めて担当課と調整の上、詳細決定するものとする。	特. 1. 4 作業休日	・原則として日曜日及び祝日とする。	特. 1. 5 工事場所の環境	・工事場所：浦安市舞浜 2 番地 2 7 ・工事車輛の駐車及び資材置き場等は工事範囲敷地内で計画すること。	特. 1. 6 公害防止	・工事に伴う公害防止のため、施工方法、機械施設、作業時間等の制限は浦安市環境保全条例による。	特. 1. 7 安全対策	・施設利用者・関係者に十分配慮した安全計画とすること。 ・工事車輛の出入が多い場合には、必要に応じ適宜、交通誘導員を出入口付近に配置し、第三者の安全を図り、事故の完絶を計ること。	特. 1. 8 工事用道路	・仮設道路を整備する。幅員 ｍ、延長 ｍ ・砕石敷き・鉄板敷き	特. 1. 9 仮囲い	・全体配置図（仮設込）・案内図を基本とする。 ・万能鋼板（H=3,000）修築に配慮した物とする。 延長 ｍ ・B型バシケード（H=1,800）程度とする。 延長 ｍ	特. 1. 10 工事内容掲示板の設置	・工事契約後直ちに工事内容の掲示板を作成し、正面道路に面して見やすい位置に掲示する。 （建設業の許可票・労災保険関係成立票・作業主任者・緊急時連絡表・建築基準法による確認表示板・施工体系図・下請負人に対する通知・建設業退職金共済制度適用事業主の現場標識・石綿則関連標識） ・掲示内容その他については監督職員の指示による。	特. 1. 11 残土・産業廃棄物の処理	・資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱、その他関係法令に従い適切に処理し監督職員に報告する。	特. 1. 12 諸官公署による指導	・諸官公署による指導は本工事に含むものとする。	特. 1. 13 光熱水費等	・竣工引渡しまでの期間の基本料金及び使用料金は本工事に含むものとする。 ・本施設のもを無償にて使用してよいがその量が著しく多くなる場合はこの限りではない。	特. 1. 14 受電に伴う主任技術者の立会い	・受電に伴う主任技術者の立会費及び申請関係等は一式本工事に含むものとする。	特. 1. 15 経年検査	・工事完成後、請負者は契約書に準ずる期間は、保証の責に任ずる。 ・竣工引渡し後12ヶ月かつ24ヶ月には建築設備全般について経年検査を行う。 ・立会者：請負者各工事担当者・主任技術者	特. 1. 16 環境に対する配慮	・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定に該当する場合は、必要な措置を講ずること。 ・施工機械については、低騒音型（超低騒音型含む）機種を使用し、必要な申請を行うこと。 ・使用材料については、積極的に再生材料を使用し、再利用できるものについては、これを再利用に供する。 ・AS・C0等の廃材については、積極的に再利用に務め、再利用及び処理方法については監督職員に承諾を受ける。	特. 1. 21		LED照明器具の採用について
項 目	特 記 事 項																																							
特. 1. 1 適用範囲	・本工事は、1. 質疑回答書 2. 特記仕様書 3. 図面 4. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書及び同公共建築改修工事標準仕様書（以下、「標準仕様書」という。）により、工事を行う。																																							
特. 1. 2 工期	・契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 17 日まで。																																							
特. 1. 3 工事作業時間	・原則として8:00～18:00とするが、作業日も含めて担当課と調整の上、詳細決定するものとする。																																							
特. 1. 4 作業休日	・原則として日曜日及び祝日とする。																																							
特. 1. 5 工事場所の環境	・工事場所：浦安市舞浜 2 番地 2 7 ・工事車輛の駐車及び資材置き場等は工事範囲敷地内で計画すること。																																							
特. 1. 6 公害防止	・工事に伴う公害防止のため、施工方法、機械施設、作業時間等の制限は浦安市環境保全条例による。																																							
特. 1. 7 安全対策	・施設利用者・関係者に十分配慮した安全計画とすること。 ・工事車輛の出入が多い場合には、必要に応じ適宜、交通誘導員を出入口付近に配置し、第三者の安全を図り、事故の完絶を計ること。																																							
特. 1. 8 工事用道路	・仮設道路を整備する。幅員 ｍ、延長 ｍ ・砕石敷き・鉄板敷き																																							
特. 1. 9 仮囲い	・全体配置図（仮設込）・案内図を基本とする。 ・万能鋼板（H=3,000）修築に配慮した物とする。 延長 ｍ ・B型バシケード（H=1,800）程度とする。 延長 ｍ																																							
特. 1. 10 工事内容掲示板の設置	・工事契約後直ちに工事内容の掲示板を作成し、正面道路に面して見やすい位置に掲示する。 （建設業の許可票・労災保険関係成立票・作業主任者・緊急時連絡表・建築基準法による確認表示板・施工体系図・下請負人に対する通知・建設業退職金共済制度適用事業主の現場標識・石綿則関連標識） ・掲示内容その他については監督職員の指示による。																																							
特. 1. 11 残土・産業廃棄物の処理	・資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱、その他関係法令に従い適切に処理し監督職員に報告する。																																							
特. 1. 12 諸官公署による指導	・諸官公署による指導は本工事に含むものとする。																																							
特. 1. 13 光熱水費等	・竣工引渡しまでの期間の基本料金及び使用料金は本工事に含むものとする。 ・本施設のもを無償にて使用してよいがその量が著しく多くなる場合はこの限りではない。																																							
特. 1. 14 受電に伴う主任技術者の立会い	・受電に伴う主任技術者の立会費及び申請関係等は一式本工事に含むものとする。																																							
特. 1. 15 経年検査	・工事完成後、請負者は契約書に準ずる期間は、保証の責に任ずる。 ・竣工引渡し後12ヶ月かつ24ヶ月には建築設備全般について経年検査を行う。 ・立会者：請負者各工事担当者・主任技術者																																							
特. 1. 16 環境に対する配慮	・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定に該当する場合は、必要な措置を講ずること。 ・施工機械については、低騒音型（超低騒音型含む）機種を使用し、必要な申請を行うこと。 ・使用材料については、積極的に再生材料を使用し、再利用できるものについては、これを再利用に供する。 ・AS・C0等の廃材については、積極的に再利用に務め、再利用及び処理方法については監督職員に承諾を受ける。																																							
		特. 1. 22		フロン排出抑制法の遵守		・空調用エアコン及び冷凍冷蔵機器等、フロン類を使用する機器で「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」において定められた「第一種特定製品」に該当する機器を設置する場合は、一般財団法人「日本冷凍・環境保全機構（JREC）」が運営する冷凍管理システム「RaMS」における機器管理番号シールの購入・貼付、機器の基本的な情報の入力や設置時追加充填量の入力を行うこと。 ・フロン類を修理等により再充填する場合は、システムの整備記録簿に入力すること。 ・機器を撤去する場合は、システム内で回収依頼書を代行入力し送付すること。その後、フロン回収証明書、フロン破壊・再生証明書の提出をシステム内で行うこと。 ・なお、機器管理番号シールの購入や回収依頼書の発行、システムへの登録の費用は請負者の負担とすること。																																		
図面リスト		1. 1. 1		標準仕様書の適用範囲		・標準仕様書の通りとする。																																		
		1. 1. 2		用語の定義		・標準仕様書の通りとする。																																		
		1. 1. 3		官公署その他への届出手続等		・標準仕様書の通りの他、事前に届出の有無を確認し、速やかに手続きを行い工程の遅れのないようにする。 ・手続きの費用は請負者の負担とする。																																		
		1. 1. 4		工事実績情報の登録		・標準仕様書の通りの他、登録内容について承諾を受けた後、期間内に登録の手続きを行う。 （請負額が500万円以上の工事について受注・変更・竣工登録を行う）																																		
		1. 1. 5		書類の書式等		・標準仕様書の通りの他、次の通りとする。 ・設計図書は、主要な部位・事項についての設計意図を示すものであり必ずしも工事の完成に必要なすべての情報を網羅するものではない。 ・受注者は、設計図書等に表示された情報をもとに、製造者等の特定を経て、工程や下地等を考慮の上、生産設計、製作、施工を行い、工事の適切な遂行と完成に必要なものを供給する。 ・所管公署による指導は本工事に含むものとする。																																		
工期		1. 1. 6		別契約の関連工事		・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 A. 別途工事との調整に当たって、監督職員より指示のある場合はこれに従う。 B. 本工事と別途工事の工事区分は設計図書に示す。 但し、同項に記載なくも工事を完成するために当然必要な工事及び材料は本工事に含む。																																		
●本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日制工事（発注者指定方式）である。		1. 1. 7		設計図書等の取扱い		・標準仕様書の通りとする。																																		
●本工事は、浦安市建設工事フレックス工期契約制度を適用する工事である。 なお、当該制度の取扱いについては、「浦安市建設工事フレックス工期契約制度実施要領」のとおりとする。 (1) 工事着手期限日（契約締結日から60日以内） (2) 工期の終期日（建設工事請負契約書に記載する工事の最終日） (3) 留意事項 ア 受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後、速やかに工事着手日通知書（第 1 号様式）を発注者に届けなければならない。 イ 契約締結日の翌日から工事着手日の前日までの間は、建設業法（昭和24年 5 月24日法律第100号）第26条に基づく主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。 ウ 契約締結日の翌日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第10条に基づく現場代理人の設置を要しない。 エ 工事着手日の前日までの間は、現場施工（現場事務所等の設置、資機材等の搬入又は仮設工事等）を行ってはならない。 オ 前払金は、工事着手日の10日前までは請求できない。		工事名称		運動公園野球場照明設備改修工事		01																																		
		図面名称		浦安市工事特記仕様書（ 1 ）			縮尺	—																																
		担当課		生涯学習部 市民スポーツ課		工事番号	08-02																																	
				教育総務部 教育施設課		作成日	令和 8 年 7 月																																	
							全 16 葉																																	

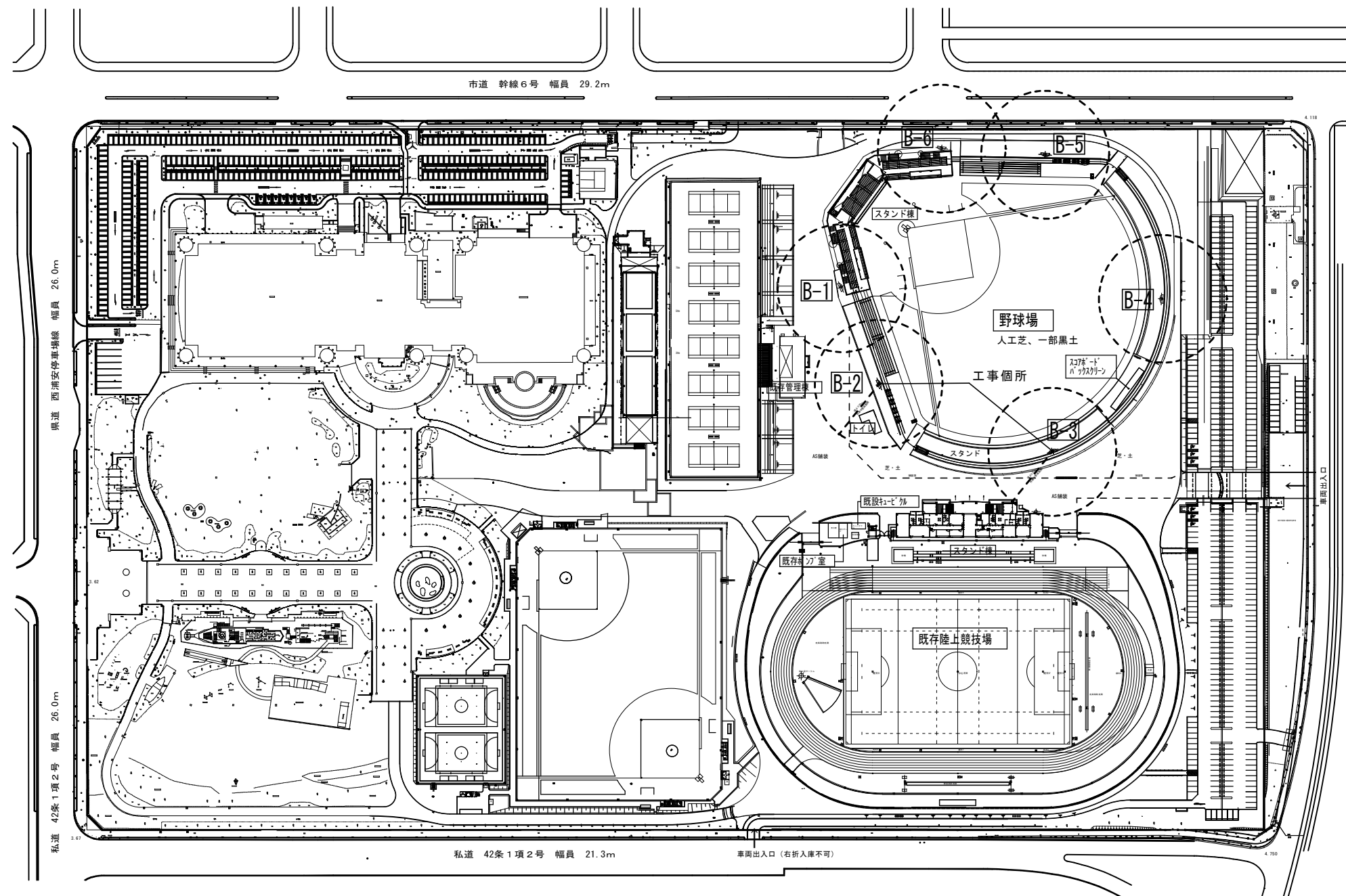
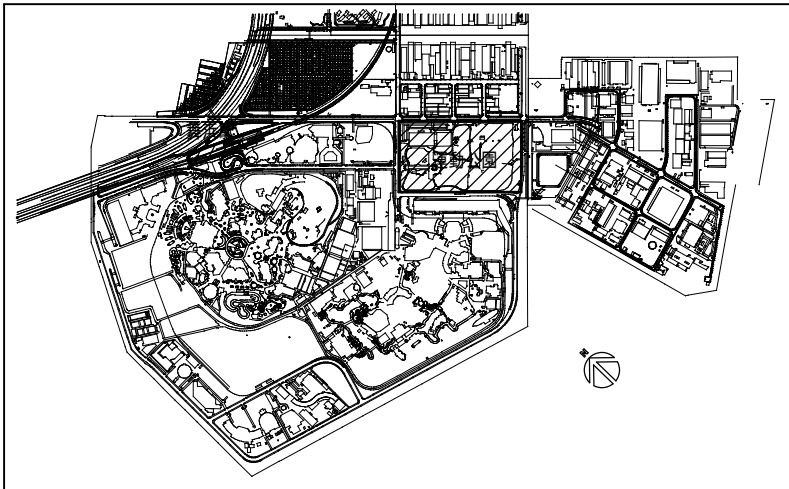
項 目		特 記 事 項		項 目		特 記 事 項		項 目		特 記 事 項							
1.1.8	疑義に対する協議等	・標準仕様書の通りとする。		1.3.5	施工条件	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 「 工事用車両の駐車場所 」※図示 「 資機材置き場 」※図示 「 建設発生土仮置場 」※図示		1.4.2	材料の品質等	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・本工事に使用する材料は、設計図書に定める所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASのマーク表示のない材料及びその製造者等は、次の(1)～(6)の事項を満たすものとする。 (1)品質及び性能に関する試験データが整備されていること (2)生産施設及び品質の管理が適切に行われていること (3)安定的な供給が可能であること (4)法令等で定める許可、認可、認定、免許等を取得していること (5)製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6)販売、保守等の営業体制が整えられていること 尚、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関（(社)公共建築協会等）が発行する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」の評価書の写しを、監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 ・建築材料の製造所・製品及び施工業者などは、特記された物、又は同等品以上とし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。 ・標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。 ただし、資料を提出し、監督職員の承諾を受ける。							
1.1.9	工事の一時中止に関わる事項	・標準仕様書の通りとする。								1.5.3	技能資格者	・標準仕様書の通りとする。					
1.1.10	工期の変更に係る資料の提出	・標準仕様書の通りとする。		1.3.6	品質管理	・標準仕様書の通りとする。				1.5.4	一工程の施工の確認及び報告	・標準仕様書の通りとする。					
1.1.11	特許権等	・標準仕様書の通りとする。		1.3.7	施工中の安全確保	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・工事の着手に際し、総括安全監理責任者を定め、工事場内出入りする下請業者それぞれの安全責任者を統合した安全委員会を組織し、工事に携わる全ての職員・作業員を対象に随時安全教育を行うなどして現場内の保全対策を周知せしめ、工事場内を常に安全に保つための努力を怠らぬように注意する。 また、工事場の労働者その他出入りの管理・風紀衛生の取締に十分注意する。 また、休務日の安全管理に十分注意する。 大型資材搬入時・道路掘削工事・大型車輛使用工事等の際には、交通整理員を配置し車輛の整理を行い、事故の完絶を図ること。特に学校・幼稚園等が付近にある場合は、十分な安全対策を行うこと。				1.5.5	施工の検査等	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・検査・試験に必要な経費は全て請負者の負担とする。					
1.1.12	文化財その他の埋蔵物	・標準仕様書の通りとする。								1.5.6	施工の検査等に伴う試験	・標準仕様書の通りとする。					
1.1.13	関係法令等の遵守	・標準仕様書の通りとする。								1.5.7	施工の立会い等	・標準仕様書の通りとする。					
1.2.1	実施工程表	・標準仕様書の通りとする。								1.5.8	工法の提案	・標準仕様書の通りとする。					
1.2.2	施工計画書	・標準仕様書の通りとする。								1.5.9	化学物質の濃度測定	「施工完了時及び部分使用引渡しに先立ち、室内空気中の揮発性有機化合物の濃度を測定し、監督職員に報告すること。」 「測定物質は、次による。」 「学校施設：ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン」 「パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン」 「その他：ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン」 「エチルベンゼン、スチレン」 「その他、濃度測定箇所、方法等については監督職員の指示による。」					
1.2.3	施工図等	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 「施工図の製作は円滑に行うこと。また、施工図を製作後速やかに関連する設備担当者と打合せ、遺漏のないことを確認した後、監督職員へ提出し、承認を受けること。」 「承認期限は工事着工の約7日前に承認を受けること。」		1.3.8	交通安全管理	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・工事により生ずる各種公害は極力これを防止するように努める。特に騒音・振動・塵埃については注意し必要に応じ周辺住民町内会あるいは事業所等と工程・作業時間・道路使用等の事前打合わせをするなどして、工事の円滑な進捗を計るものとする。日曜・祝日は原則として休務日とする。 特に騒音・振動を伴う作業は行ってはならない。 尚、浦安市環境保全条例及び指導に従い工事を行う。		1.4.3	材料の搬入	・標準仕様書の通りとする。		1.6.1	工事検査	・標準仕様書の通りとする。			
1.2.4	工事の記録	・標準仕様書の通りとする。						1.4.4	材料の検査等	・標準仕様書の通りとする。		1.6.2	技術検査	・標準仕様書の通りとする。			
1.2.5	工程会議及び工程表	「請負者は週間工程、月間工程を作成すると共に、施工図の割付で日を定め、関係者全員による工程会議を行い、お互いにそれぞれの事項を確認し合うこと。」		1.3.9	災害時の安全確保	・標準仕様書の通りとする。		1.4.5	材料の検査に伴う試験	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・検査・試験に必要な経費は全て請負者の負担とする。		1.7.1	完成時の提出図書	・整理箱にて納品すること。 (参考品番)積水化学/成型株式会社 S-54-II、79S-54 (上記以外の整理箱を使用する際は監督職員の承認を得ること。)			
1.2.6	提出書類等の様式	・工事に関する各種書類の形式及び体裁は、浦安市営繕工事書類作成の手引きによる。		1.3.10	施工中の環境保全等	・標準仕様書の通りとする。		1.4.6	材料の保管	・標準仕様書の通りとする。		1.7.2	完成図	・標準仕様書の通り他、次に挙げる竣工図書を引渡しと共に提出する。 A. 竣工図2つ折り製本（白焼） 1部 B. 竣工図2つ折り製本縮小版（白焼） 3部 C. 竣工図2つ折り製本（白焼） 1部 D. 竣工引渡書 1部 E. 竣工図PDF・CADデータ(浦安市指定フォーマットによる。) 1部 ※竣工図作成において工事中の設計変更による図面修正を含むものとする。 F. 浦安市工事検査提出図書一式（決裁を受けたもの。） 1部			
1.2.7	提出書類	A. 着工時 1. 現場代理人・主任技術者・監理技術者届 2部 2. 全体工程表 3部 3. 設計図面製本・設計図書縮小版 各3部 4. 総合仮設計画 1部 B. 工事中（監督職員の指示による。） 1. 工事工程表(月間・週間) 1部 2. 工事打合せ議事録（質疑回答書・指示書） 1部 3. 工事記録写真 1部 4. 検査願・立会検査結果 1部 5. 工事使用材料承諾願 1部 6. 施工計画書（各工種） 1部 7. 下請業者リスト 1部 8. 製造業者リスト 1部 9. 産業廃棄物処理計画書 1部 10. 施工図及び製作図承諾願 1部 11. 工事進捗状況報告書 1部 C. 検査時（工事中提出書類の報告書の他、次に挙げるものとする。） 1. 使用材料品質証明報告書 1部 2. 産業廃棄物処理報告書 1部 3. 工事完成図報告書 1部		1.3.11	発生材の処理等	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・場外搬出適切処理。 ・市に引き渡す発生材は発生材調書と共に引渡す。 ・監督職員の指示により処理。 ・発生材の処理の運搬処分地等は関係法令等に従いこれを行う。 ・処分に当たりその通行経路・運搬台車・処分地等の計画書を監督職員へ提出し、承諾を受ける。		1.5.1	施工	・標準仕様書の通りとする。		1.7.3	保全に関する資料	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 「長期保全計画書を作成し提出する。」			
1.2.8	色、柄等の指示	「監督職員により決定したものを色見本帳として作成し、提出する。」		1.3.12	養生	・標準仕様書の通りとする。		1.5.2	技能士	・標準仕様書の通りの他、適用については次に挙げるものとする。 「下記表中○印の工種について適用する」 ・適用しない		1.7.4	記録	・工事記録写真及び竣工写真の作成は、次の通りとする。 A. 工事着手前の状況写真（L判） 1部 B. 工事状況写真（L判） 1部 ※上記写真作成は、浦安市工事写真管理基準及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修工事写真の撮り方（建築編・建築設備編）による。 C. 竣工写真(金文字黒表紙)1部、PDFデータ部 「※カラー写真とし、各面の外観(夜景1面)、内観各室」 「カット程度を監督職員の指示に従って、監督職員の承諾する撮影業者に撮影させること。」			
1.3.1	施工管理	・標準仕様書の通りとする。		1.3.13	後片付け	・標準仕様書の通りとする。				※図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、すべて以下による。 ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (最新版) ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事監理指針 (最新版) ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (最新版) ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 電気設備工事監理指針 (最新版) ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (最新版) ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 機械設備工事監理指針 (最新版) ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (最新版) ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (最新版) ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (最新版) ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築木造工事共通仕様書 (最新版) ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築物解体工事共通仕様書 (最新版)							
1.3.2	施工管理技術者	・標準仕様書の通りとする。		1.3.14	各種保険	・請負者は、労働者災害補償保険等、法律によって定められた保険に加入する他、請負者が必要と考える各種保険(火災保険・賠償責任保険等)に加入すること。 請負者は、自己の責任をもって監督職員の承諾する妥当な金額の各種保険を付し、その写しを提出する。											
1.3.3	電気保安技術者	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・工事現場におく電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。 ・要 「不要」		1.3.15	周辺環境の調査及び管理	・工事着手に先立ち、周辺民家・事業所等の建物及び公園用地の現状を出来得る限り調査し、将来損害補償要求の提起せられる恐れがあると予見できる箇所等は、写真撮影などしておく。ただし、調査にあたりいたずらに人心を刺激することのないように十分に配慮する。 ・工事期間中も定期的に調査すること。 ・特に土工事完了までは周辺地盤の沈下に対して厳重に管理を行う。 ・工事による隣地・公道及び既存排水溝への損傷は請負者の負担によつてすみやかに復旧すること。											
1.3.4	工用電力設備の保安責任者	・標準仕様書の通りとする。		1.4.1	環境への配慮	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・構造材、仕上材、造作材、塗装材、下地材、断熱材、緩衝材、家具材等及び加工(接着剤含む)に使用する材料は、特記なき限り 「A7規格」 に関する規制対象外建材(F☆☆☆☆又は大臣認定品)とする。 変更によりF☆☆☆以下の材料を使用する場合は、関係法令を遵守し、監督職員の承諾を得ること。											

浦安市工事特記仕様書（３）

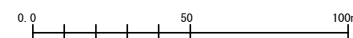
石綿含有建材を使用する建築物の解体工事に係る特記仕様書

項 目		特 記 事 項		項 目		特 記 事 項		項 目		特 記 事 項		項 目		特 記 事 項					
1.1	一般事項	石綿等の取扱については、大気汚染防止法（以下「大防法」という。） 廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則（平成17年2月24日 厚生労働省令第21号）（以下「石綿則」という。）その他石綿処理に 関する諸法令等を遵守すること。 ＜標準9.1.1>＜共通6.1.1～2> この特記仕様書に記載されていない事項は「建築物解体工事共通仕様 書」、「公共建築改修工事標準仕様書」等による。（各最新版） この工事は設計図書に従い施工するが、設計図書に明示されていない事 項でも工事の性質上当然必要なものは監督職員の指示に従い施工する。 石綿則第8・9条に基づき、発注者は石綿に関する下記情報を受注者に 提供するとともに法令に基づく調査への配慮をするものとする。 ○竣工図面 ・工事書類（過去実施） ・石綿含有調査報告書 ＊含有分析調査、外壁の下部塗材が7ｽﾍﾞﾙ含有建材 石綿則第3条、大気法第18条により、事前調査を実施すること。 また、分析による石綿含有の調査を行う場合は、「建材中の石綿含有率 の分析方法について」（平成18年8月21日基発第0821002号、最終改正 令和3年12月22日基発1222第17号）に基づく方法（下記）による。 ＜標準1.5.1>＜共通6.1.3> ○JISA1481-2.3の「アスベスト定性・定量分析」によるものとする。 1.20の「発注者からの情報」以外に、分析調査等が必要となった場合は、 事前に監督職員に報告し、協議すること。 調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議すること。 ・本工事で7ｽﾍﾞﾙ含有の可能性のある下記の建材を分析すること。 ｼｰﾘﾝｸﾞ材(笠木部、防水金物 計2箇所) 調査結果は、図面等に記録し、書面により監督職員に報告すること。 また、各法の工事内容・規模等に応じて、必要な届出・報告を各法の 定める期限内に遅滞なく行うこと。 ＜標準1.5.1>＜共通6.1.3> 石綿粉じん濃度測定の適用、測定方法、測定時期、測定場所及び測定 箇所は下記による。 ＜標準9.1.1(5)>＜共通6.1.4> 測定方法は、「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法―第1部― ：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差、分散顕微鏡法 による。 ・測定時期・測定場所・測定点は下記のとおりとする。 適用 測定 測定時期 測定場所 測定点 室名等 名称 (注1) ・測定1 処理作業室内 点 ・測定2 施工区画周辺 点 又は敷地境界 ・測定3 処理作業室内 点 ・測定4 セキュリティ 点 ゾーン入口 (空気の流れを 確認) ・測定5 負圧・粉じん装 点 置の排出吹出口 (除じん装置 の性能確認) ・測定6 施工区画周辺 点 又は敷地境界 ・測定7 処理作業後 点 シート 処理作業室内 ・測定8 撤去前 施工区画周辺 点 又は敷地境界 ・測定9 処理作業後 点 シート 処理作業室内 撤去後 又は敷地境界 測 定 点 総 計 点 注1：監督職員と協議し決める。 なお、事前調査の結果及び新たな箇所で石綿含有物の撤去が必要となっ た場合は、上記測定内容を監督職員と協議すること。 △測定時期・測定場所・測定点は別紙図のとおりとする。 (例) アスベスト粉じん濃度測定方法 測定点3 測定点1、2、4、6、7、8 測定点5 計数機器 位相差・分散顕微鏡 メンブレン 25mm 47mm フィルタの直径 試料の吸引流量 1L／min 5L／min 10L／min 試料の吸引時間 5min 120min 240min 試料の透明化 アセトン固定－有機物灰化－屈折率浸液法 計数条件 総合倍率400倍、アスベスト繊維総数、通常50視野 計数アスベスト 長さ5μm以上、幅3μm未満 アスペクト比（長さ／幅）3以上 定量限界 50本／L 0.47本／L 0.3本／L		1.2	発注者からの情報	石綿含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相 応した技術を有することを証明する書類を監督職員に提出する。 石綿作業主任者技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質 等作業主任者技能講習修了者とする。 除去作業者の教育 作業者は、石綿則に基づく特別の教育を受けた者とする。 なお、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者 とし、肺機能に異常のない者とする。 特別管理産業廃棄物管理責任者の選出 産業廃棄物処理法に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を 有するものを配置する。ただし、石綿含有成形板の除去工事を除く。 施工区画 石綿含有建材の除去に当たり、直接除去を行う区域（場所）、前室、 洗身室及び更衣室の3室で構成する廃棄物保管場所等で、除去工事に 直接又は間接に係る箇所の区画を行う。 表示及び掲示 ※作業場等の見やすいところに掲示するもの ※喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外立入禁止 ※石綿作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項 ※石綿含有建材の有無の事前調査結果の概要 ※石綿を取り扱う作業場であること（石綿有の場合） ※石綿の人体に及ぼす作用 ※石綿取扱い上の注意事項及び使用すべき保護具 ※運搬又は保管する場合の容器等に石綿であること及び取扱注意事 項 ※労働者及び周辺住民の見やすいところに掲示するもの ※「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」（特定粉じん排出等作 業を行う場合は届出の内容を上記に追記する） ※公衆が見やすいところに掲示するもの ※石綿含有建材の有無の事前調査結果の概要 保護具等 石綿則に基づき、作業内容に応じた、呼吸用保護具（半面系は保護 めがね又はフードを併用）を使用すること。 保護衣・作業衣 石綿則に基づき、保護衣又は作業衣を使用する。ただし、隔離空間で 作業する場合は、保護衣を使用する。 保護衣はJIS T 8115（化学防護服）の浮遊個体粉塵防護用密閉服（タイ プ5）同等品以上のものとし、原則使い捨てのものとす。 作業衣は、石綿が付着しにくく、服内部に侵入しにくいものとする。		1.3	事前調査	運搬及び処分を委託する場合は、委託契約書及びマニフェストに、 必要事項を記載すること。（吹付け材及び保温材は、固化又は安定化 の方法、廃石綿等込を、成形板は石綿含有廃棄物込を記載） 隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣等、高性能真空掃 除機フィルタ、粉じんフィルタ等は粉じんが飛散しないようにし、プ ラスチック袋(0.15mm以上、二重梱包)に密封する。 運搬車及び運搬容器は、飛散及び流出のおそれがないものとし、荷台 に覆いをかけるなどの飛散防止措置を講ずること。 廃棄する石綿含有物により、中間・最終処分場に運搬し処分すること。 集積及び積込に当たっては高所より投下しないことその他、粉じんの 飛散防止に努めること。 また、成形板は原形のままプラスチックシートに梱包するか、原形 のまま入れることの出来る十分な大きさ且つ丈夫なプラスチック袋 (厚0.15mm以上)等に入れるなど飛散防止等の処置を講じる。やむ を得ず破損した成形板の廃材は湿潤化のうえ、丈夫なプラスチック袋 (厚0.15mm以上)等に入れ飛散防止の処置を講じること。 除去した石綿含有物等を現場に保管する場合は一定の保管場所を定め 他の廃棄物と分別して保管するものとし、シートで覆う等飛散防止の 処置を講ずること。 ＜標準9.1.2(7)・9.1.3(3)・9.1.4(3)・9.1.5(3)・9.1.6(4)> ＜共通6.3.3・6.4.4・6.5.4> 石綿含有吹付け材の除去工事 ・行う ○行わない (適用範囲) 作業場等の隔離等 飛散防止をすること。 隔離シートの性能 ※ 床面 ※ 0.15mm以上のプラスチックシート等で二重 ※ 壁面 ※ 0.08mm以上のプラスチックシート等 セキュリティゾーンの設置 ※ 下表による 適用 室名 状態 ※ 更衣室 ※ 更衣ロッカー ※ 呼吸用保護具保管箱 ※ 新品の保護具 ※ 洗顔(眼)、うがい設備 ※ 洗身室 負圧 ※ エアシャワー（温水シャワー） ※ 前室 負圧 ・ 高性能真空掃除機 HEPAフィルタ付(同等性能可) ・ 使用済み保護衣保管かご ※上記、隔離シートの性能及びセキュリティゾーンの設置の特例 (一財)日本建築センターの「建設技術審査証明事業」による「吹き 付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術（除去）」の審査証明書を を取得している工法と同等の飛散防止処理技術を有する工法とする ことができる。その際には監督職員の承諾を得ること。 除去 石綿含有吹付け材に飛散抑制剤を散布し、湿潤化した後除去する。 また、飛散抑制剤の効果を確認し、除去すること。 除去終了後、残確認し、有れば再度湿潤化し撤去すること。 除去物及び汚染等 除去物を湿潤化又は固化し、耐水性の材料で密封処理（二重袋梱包） すること。（隔離シート、使用済み保護衣、各フィルタ含む） 確認及び後片付け 除去作業及び清掃終了後、監督職員の立ち合いのもと確認すること。 隔離シートを撤去する前に付着物を除去し、室内の空気を吸引・ろ過 し隔離内部の空気中の総繊維数濃度を測定し、確認後に撤去すること。 各機材、仮設材等も十分に清掃し、付着物を取除いた後撤去すること。 石綿含有保温材の除去工事 ・行う ○行わない (適用範囲) 基本、原形のまま、手ばらしとし、下記の項目を実施すること。 施工区画し、作業場所を隔離シートで覆い、場外への飛散防止を行う。 区画内の当該作業者以外の立入禁止とすること。 除去及び除去後の各作業については、1.9「石綿含有吹付け材の除去」 に準ずること。 掻き落とし、破砕、切断による除去方法の場合にも1.9「石綿含有吹 付け材の除去」に準ずること。		1.4	調査結果報告・届出	調査結果は、図面等に記録し、書面により監督職員に報告すること。 また、各法の工事内容・規模等に応じて、必要な届出・報告を各法の 定める期限内に遅滞なく行うこと。 石綿粉じん濃度測定の適用、測定方法、測定時期、測定場所及び測定 箇所は下記による。 測定方法は、「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法―第1部― ：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差、分散顕微鏡法 による。 ・測定時期・測定場所・測定点は下記のとおりとする。 適用 測定 測定時期 測定場所 測定点 室名等 名称 (注1) ・測定1 処理作業室内 点 ・測定2 施工区画周辺 点 又は敷地境界 ・測定3 処理作業室内 点 ・測定4 セキュリティ 点 ゾーン入口 (空気の流れを 確認) ・測定5 負圧・粉じん装 点 置の排出吹出口 (除じん装置 の性能確認) ・測定6 施工区画周辺 点 又は敷地境界 ・測定7 処理作業後 点 シート 処理作業室内 ・測定8 撤去前 施工区画周辺 点 又は敷地境界 ・測定9 処理作業後 点 シート 処理作業室内 撤去後 又は敷地境界 測 定 点 総 計 点 注1：監督職員と協議し決める。 なお、事前調査の結果及び新たな箇所で石綿含有物の撤去が必要となっ た場合は、上記測定内容を監督職員と協議すること。 △測定時期・測定場所・測定点は別紙図のとおりとする。 (例) アスベスト粉じん濃度測定方法 測定点3 測定点1、2、4、6、7、8 測定点5 計数機器 位相差・分散顕微鏡 メンブレン 25mm 47mm フィルタの直径 試料の吸引流量 1L／min 5L／min 10L／min 試料の吸引時間 5min 120min 240min 試料の透明化 アセトン固定－有機物灰化－屈折率浸液法 計数条件 総合倍率400倍、アスベスト繊維総数、通常50視野 計数アスベスト 長さ5μm以上、幅3μm未満 アスペクト比（長さ／幅）3以上 定量限界 50本／L 0.47本／L 0.3本／L		1.5	石綿粉じん濃度測定	石綿含有成形板の除去工事 ・行う ○行わない (適用範囲) 基本、原形のまま、手ばらしとし、下記の項目を実施すること。 施工区画し、作業場所を隔離シートで覆い、場外への飛散防止を行う。 区画内の当該作業者以外の立入禁止とすること。 作業場（内部）は隔離シートで囲むこと。仕様は1.9「石綿含有吹付け 材の除去」と同様の性能のシートで囲むこととする。 石綿含有成形板の除去に先立ち、粉じん飛散抑制剤等を散布し、十分 に湿潤化し、原型のまま、手ばらしすること。特に釘・ビス周りを十分 に湿潤化すること。また、除去作業中も石綿含有を常に湿潤な状態に保 つため、必要に応じて粉じん飛散抑制剤等の吹付けを行うこと。 石綿含有成形板がくぎ・ビス等により下地材に固定化されている場合は 事前にくぎ・ビス等を取り除き成形板に破損が及ばないように除去する こと。 石綿含有成形板の除去作業は「手ばらし」とし、可能な限り破断を伴わ ない方法で行なうものとするが、やむを得ず破壊しなければならない場合 は、必要に応じて粉じん飛散抑制剤等を吹付け、湿潤化した状態で 作業を行なうこと。 確認及び後片付け 除去作業及び清掃終了後、監督職員の立ち合いのもと確認すること。 各機材、仮設材等も十分に清掃し、付着物を取除いた後撤去すること。 石綿含有仕上塗材の除去工事 ・行う ○行わない (適用範囲) 施工区画し、内部においては隔離シートも行うこと。（仕様1.11） 撤去方法は関係法令・技術指針等を遵守し、行うこと。 水洗工法を実施する場合は、使用した液体が飛散しないよう養生する他 使用済みの液体を適切に回収すること。 施工記録報告書の提出 下記の書類を提出すること。 1. 施工計画書（作業計画・産業廃棄物処理計画） 2. 工事記録及び工事写真 3. 産業廃棄物処理記録 4. 事前調査結果報告書 5. 法令に基づく官公庁等提出書類の写 6. 作業者の作業記録、各種健康診断記録、安全衛生教育記録 7. 粉じん濃度測定結果（測定時間、測定位置、使用機器の規格 仕様（サンプリング条件）、測定方法、測定時の気候（風速込） 8. その他必要事項 写真の撮り方は「国土交通省大臣官庁官庁官庁官庁官庁官庁官庁官庁官 庁官庁官庁官庁官庁官庁官庁官庁官庁官庁官庁官庁官庁官庁官庁官庁官 庁官庁官庁官庁	

案内図



全体配置図 1/1200



○工事内容

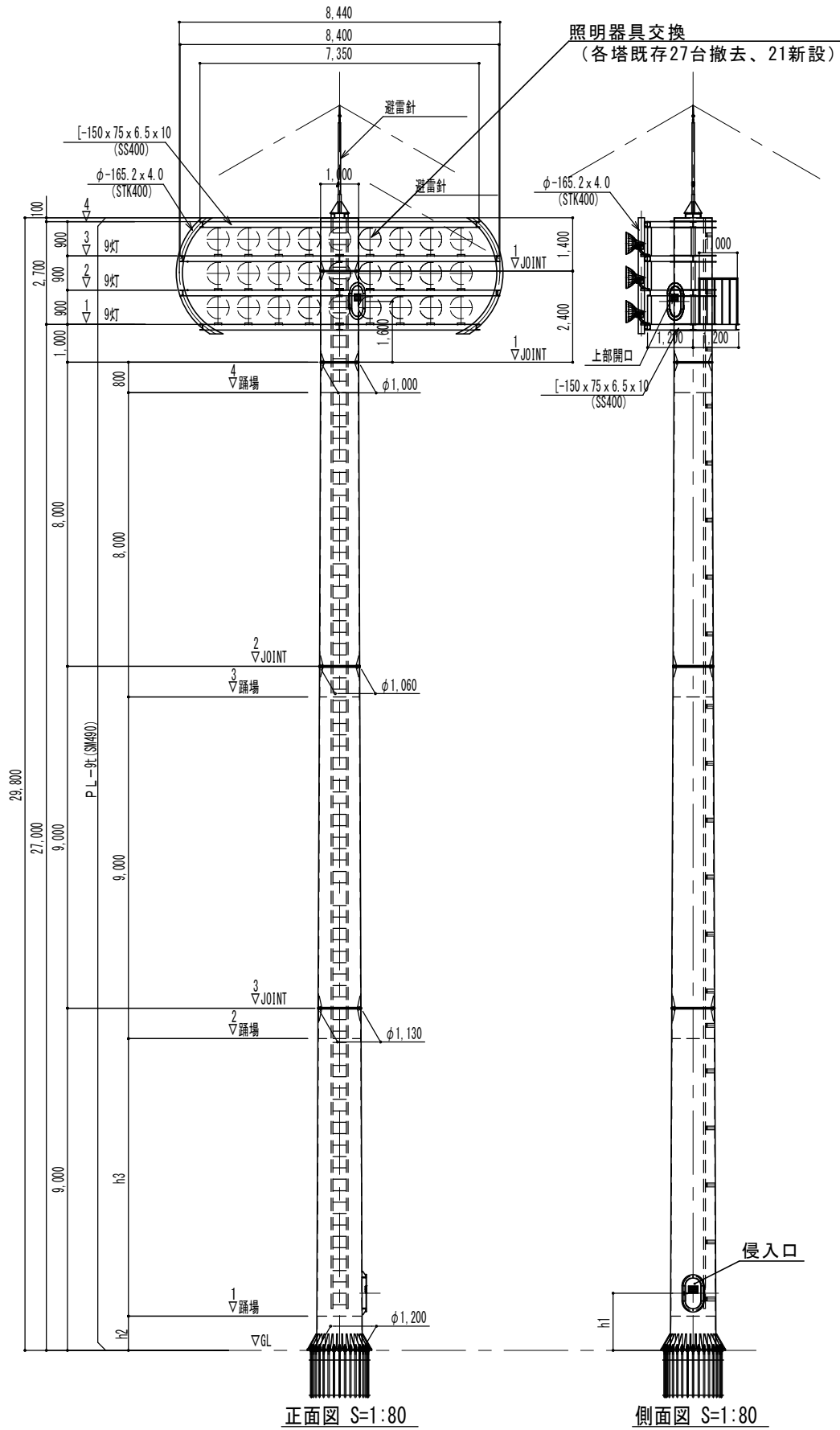
- ・照明塔6塔 (B-1～6) の照明設備改修
 - ・投光器：27台×6塔 (162台) 撤去
21台×6塔 (126台) 新設
- ・電撃殺虫器：6台 (6塔) 撤去新設

○仮設

- ・工事中、落下物が施設利用者、通行人に害が及ばないように、交通誘導員 (64人) 等の配置や作業中の照明塔出入口扉の管理や照明塔直下はカーコン等で囲むこと。
 - * 照明塔6塔の落下物注意範囲
照明塔半径30m (照明塔高さ29.8m)
- ・落下物対応として、照明塔架台やグラウンド等に養生等を行い、資材や撤去物が残置しないよう養生及び清掃を行うこと。
- ・仮設計画は、発注者及び施設側の事前承諾をえること。
 - * 通行止め等が発生する場合は、迂回路 (看板等) を示すこと。

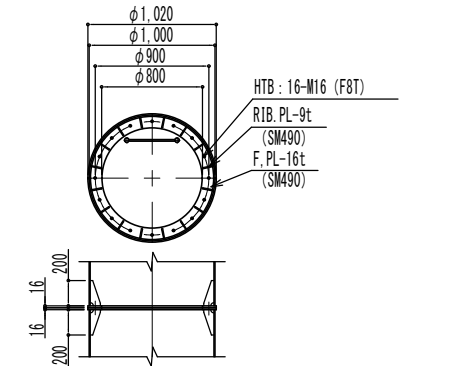
工 事 名 運動公園野球場照明設備改修工事		縮 尺 1/1200	通し番号 04
図 面 名	全体配置図 (仮設込み) ・案内図		
担 当 課	生涯学習部市民スポーツ課	工事番号 08-02	全16葉
教育総務部教育施設課課		作成日 令和8年7月	

野球場夜間照明塔鉄塔詳細図

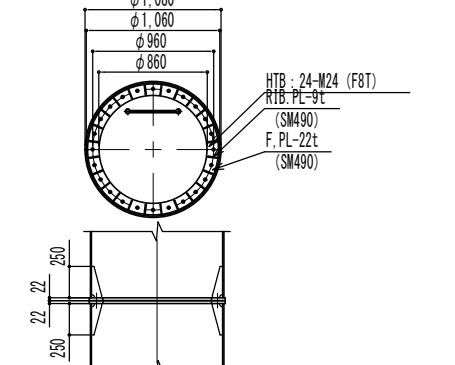


注記
使用鋼材：鋼板 (SM-490A, SS400, STK400)
仕 上：下地処理 溶融亜鉛メッキ (HDZ55)
下塗り 有機金属不動態処理プライマー
中塗り 有機金属不動態処理塗装インタープライマー
上塗り フッ素樹脂塗装 (指定色)
鉄塔内部 (ホワイト系塗装)

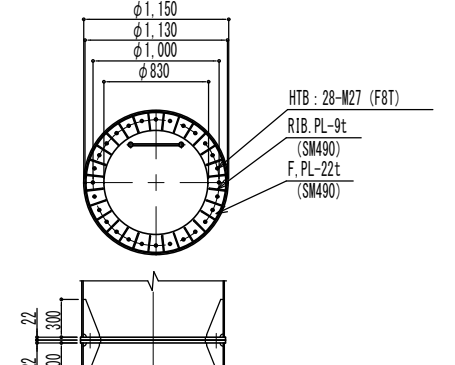
No.	h1	h2	h3
No. 1, 6	1,500	900	7,300
No. 2	3,600	3,000	5,200
No. 3, 4	3,050	2,450	5,750
No. 5	3,720	3,120	5,080



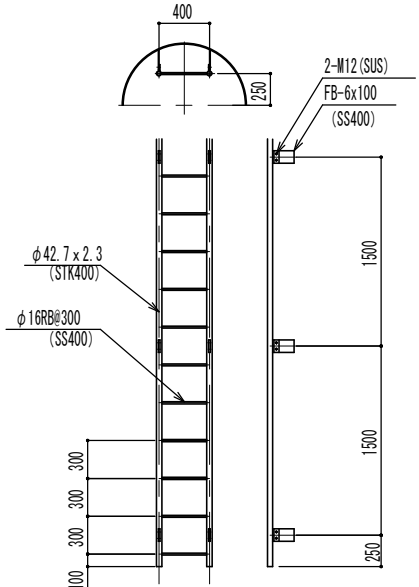
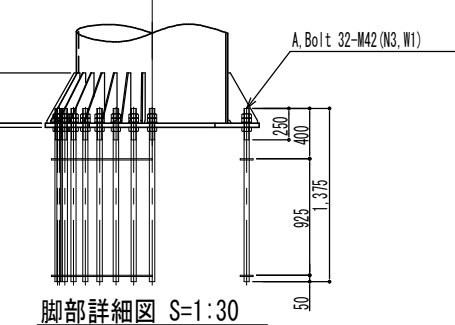
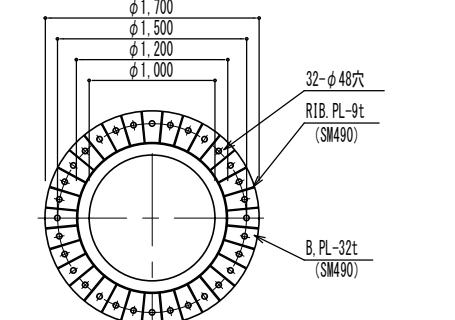
1-JOINT部詳細図 S=1:30



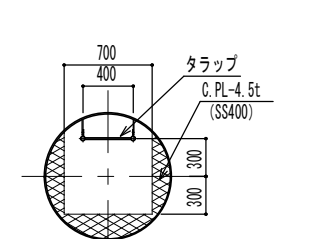
2-JOINT部詳細図 S=1:30



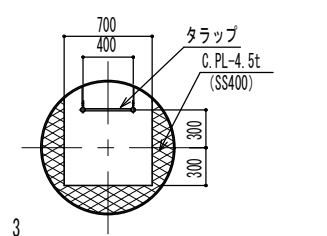
3-JOINT部詳細図 S=1:30



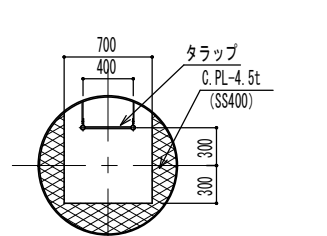
タラップ詳細図 S=1:30



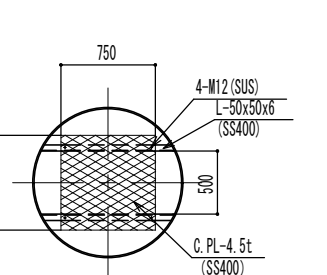
▽踊場詳細図 S=1:30



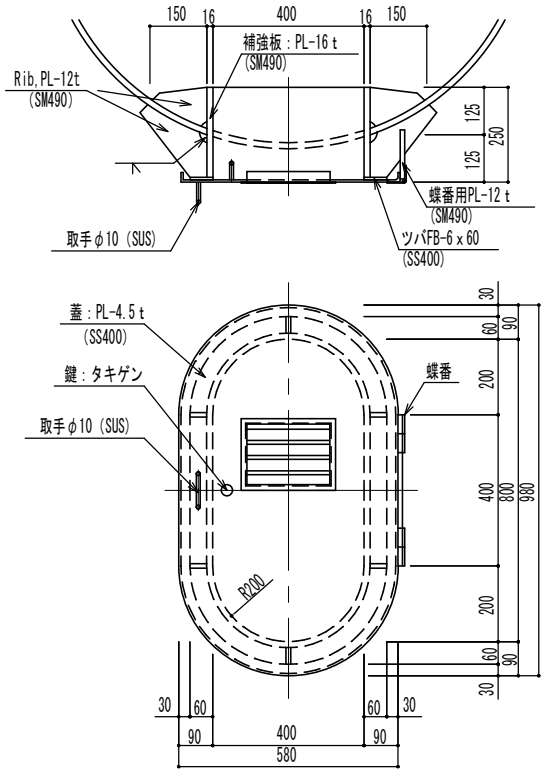
▽踊場詳細図 S=1:30



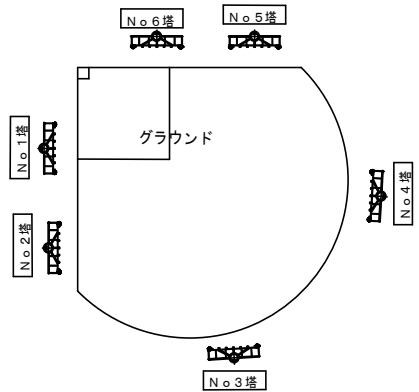
▽踊場詳細図 S=1:30



▽踊場詳細図 S=1:30



開口部詳細図 S=1:10



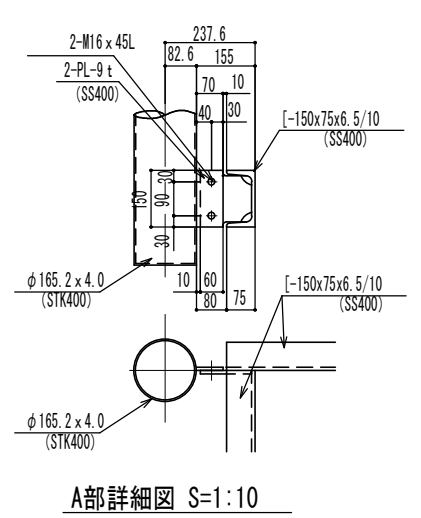
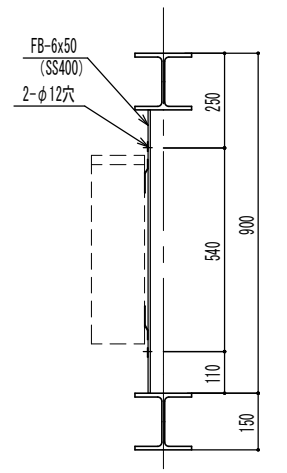
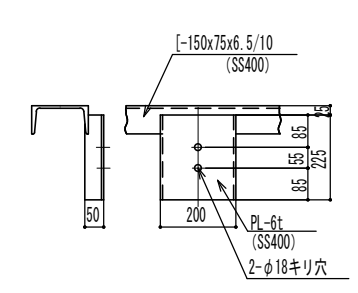
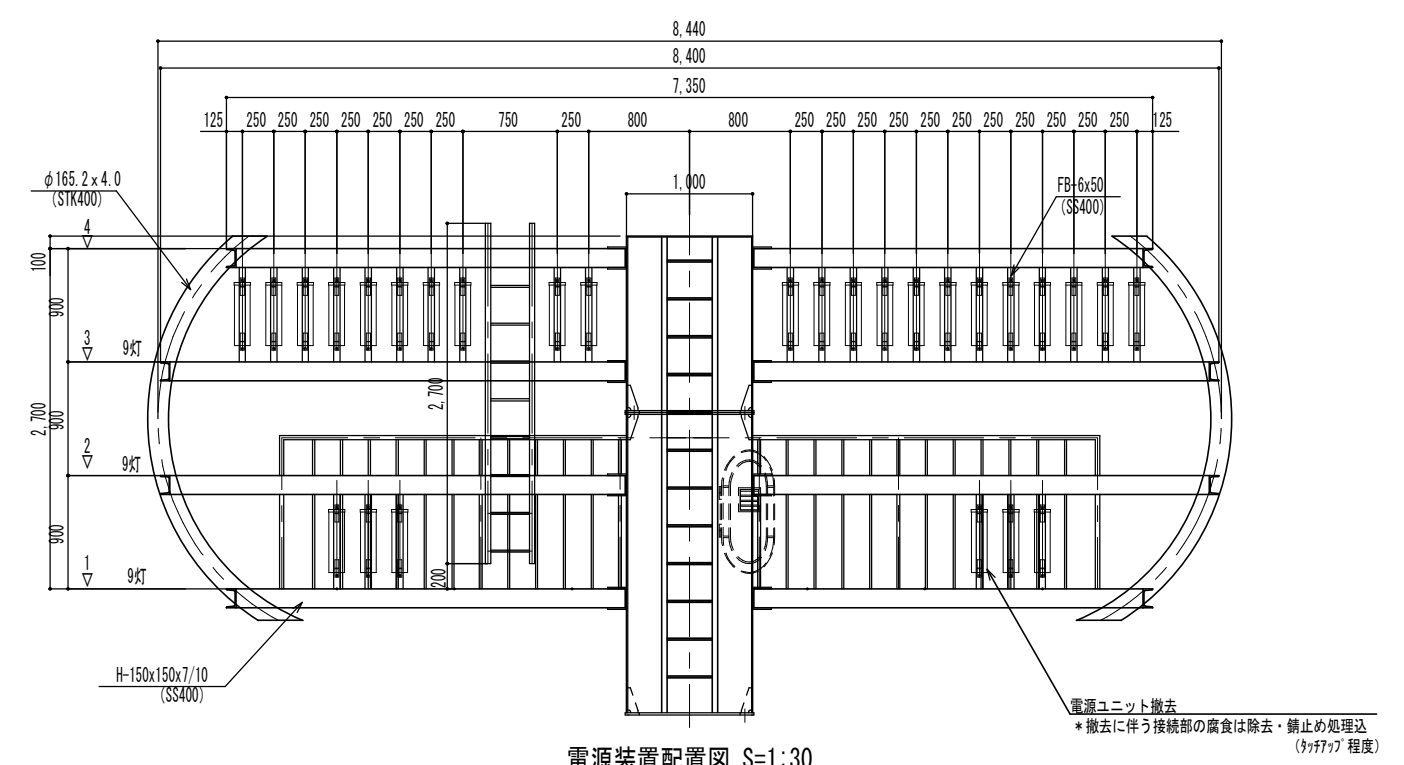
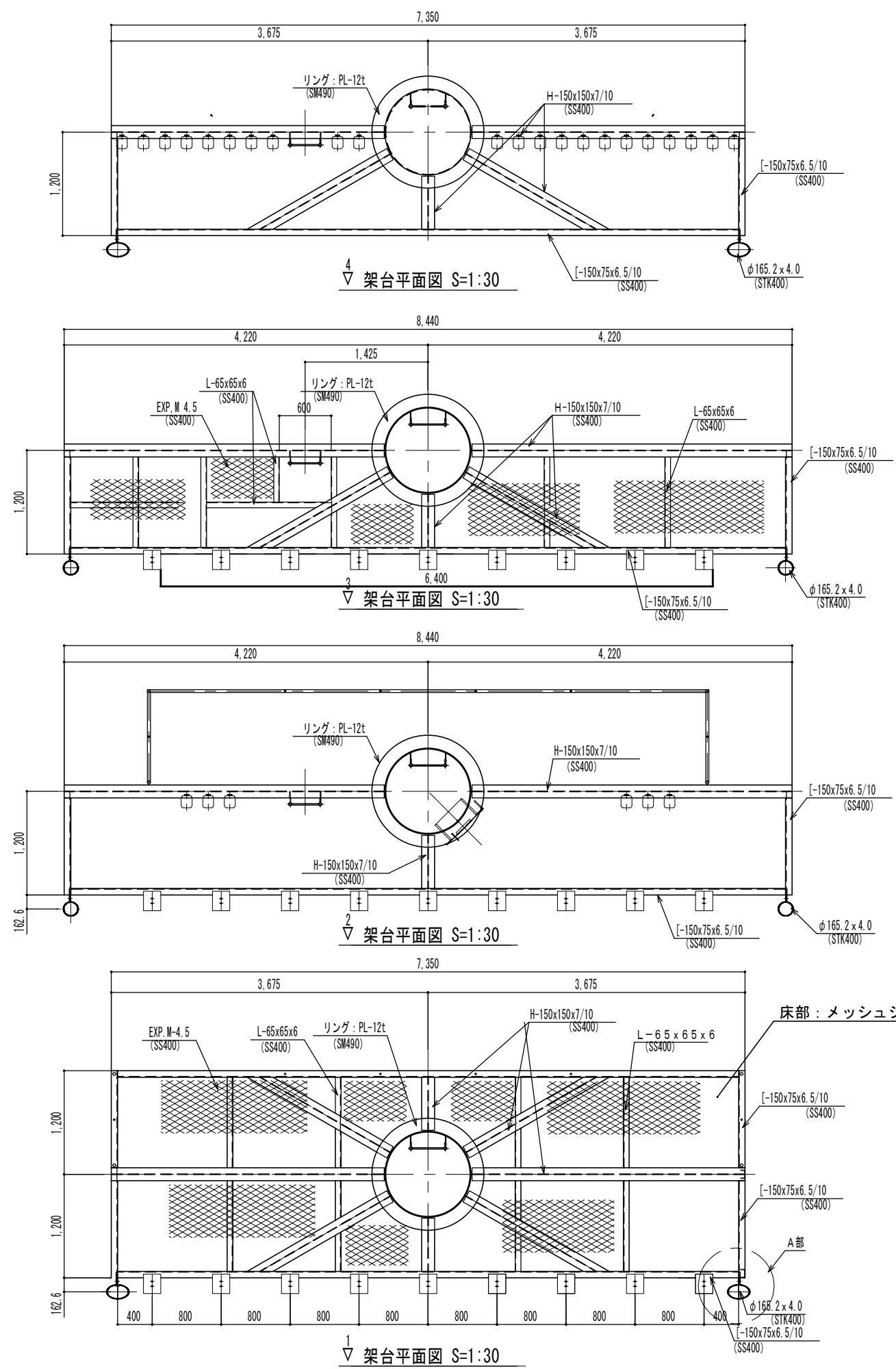
配置図

* 全照明塔の投光器・電撃殺虫器交換

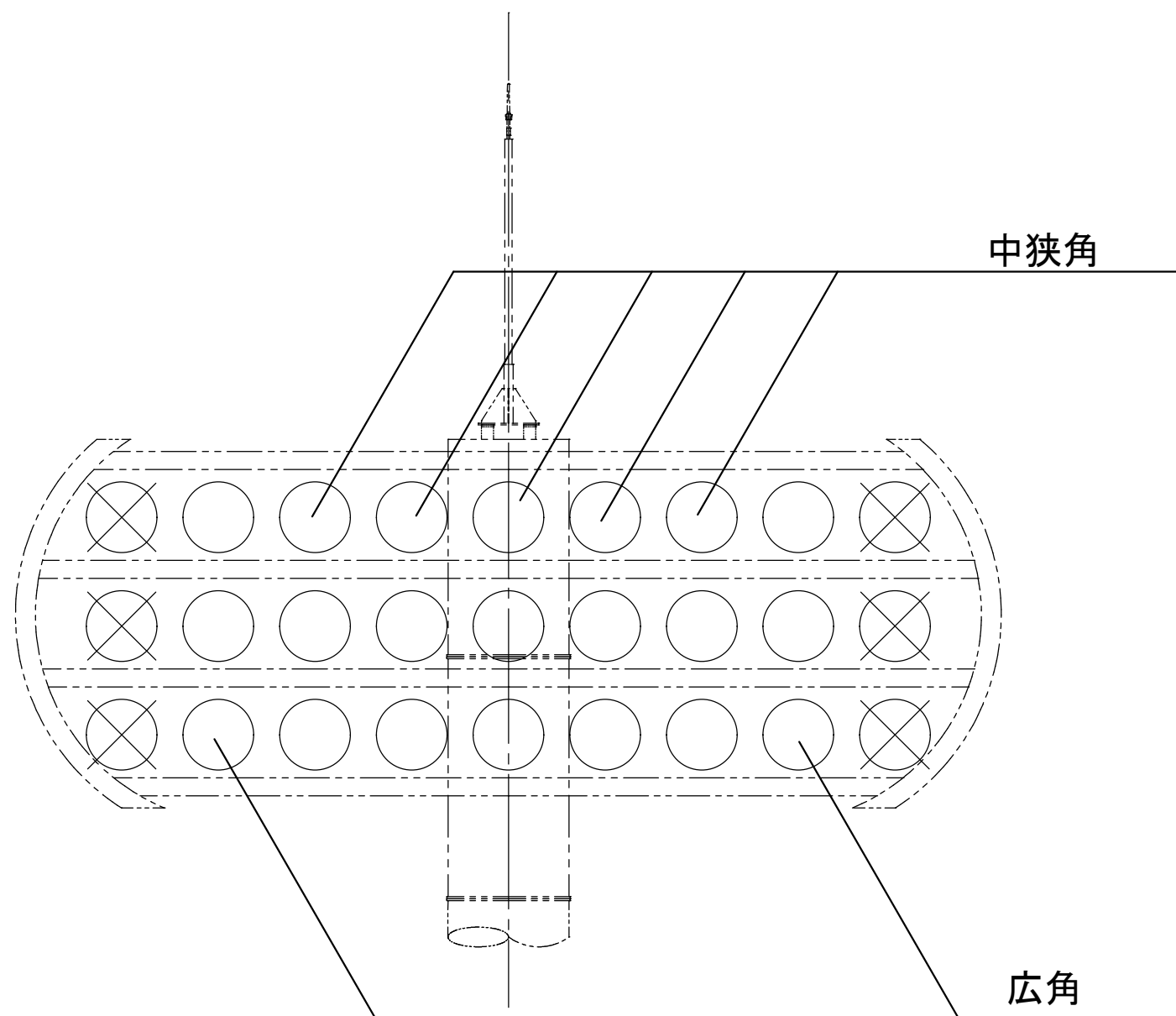
- ・照明器具 (ケーブル部・電源装置・付属金具込) 撤去
- ・照明器具 (ケーブル部・付属金具込) 新設
- ・電撃殺虫器撤去新設 (付属金具込み)
- ・高所への移動方法は、塔内梯子により移動し、上部架台にウインチ等を設置し、機器の荷揚げを行う

工事名	運動公園野球場照明設備改修工事	縮尺	A1 (1:80) A3 (1:160)
図面名	夜間照明塔鉄塔詳細図	工事番号	08-02
担当課	生涯学習部市民スポーツ課	通し番号	05
教育総務部教育施設課			
作成日	令和8年7月	全16葉	

野球場夜間照明塔架台詳細図



* 電源装置（付属配線・金具込）等撤去、架台再利用			
工事名	運動公園野球場照明設備改修工事	縮尺	
図面名	夜間照明塔架台詳細図	A1 (1:30) A3 (1:60)	
担当課	生涯学習部市民スポーツ課	工事番号	08-02
教育総務部教育施設課		通し番号	06
		作成日	令和8年7月
			全16葉

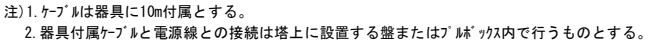


- : 投光器撤去新設
⊗ : 投光器撤去

* 中狭角・広角以外は中角とする。

注) 投光器配置は、正面からみたもの
上記、照明器具配置については、参考とし、現場に併せて効果的な配置を検証して
発注者に提案し、承諾をえるものとする。

工 事 名 運動公園野球場照明設備改修工事		縮 尺 —	通し番号 07
図 面 名 夜間照明塔上配置図（撤去新設）			
担 当 課 生涯学習部市民スポーツ課	工事番号 08-02		
教育総務部教育施設課			
		作成日 令和8年7月	全16葉



形式	光源色	平均 演色 評価値	器具光束	光束維持時間	保護等級	耐電圧 [※]
中狭角 $\phi 47^\circ$	昼白色 (5000K)	Ra70	107100lm	40000h (光束維持率85%)	IP65	15kV (コモンモード)

参考：E40611MN/NSJ2/Z特注



形式	光源色	平均 演色 評価数	器具光束	光束維持時間	保護等級	耐雷サージ
中角タイプ	(5000K)	Ra70	120800lm	40000h (光束維持率85%)	IP65	15kV (コンモード)

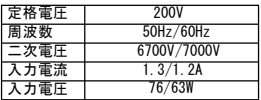
参考：E40611MN/NSJ2/Z特注



形式	光源色	平均 演色 評価数	器具光束	光束維持時間	保護等級	耐電圧 [※]
広角タイプ	(5000K)	Ra70	122400lm	40000h (光束維持率85%)	IP65	15kV (コネクタート)

参考：E40611MN/NSJ2/Z特注

重耐塩型電源内蔵投光器（広角配光）



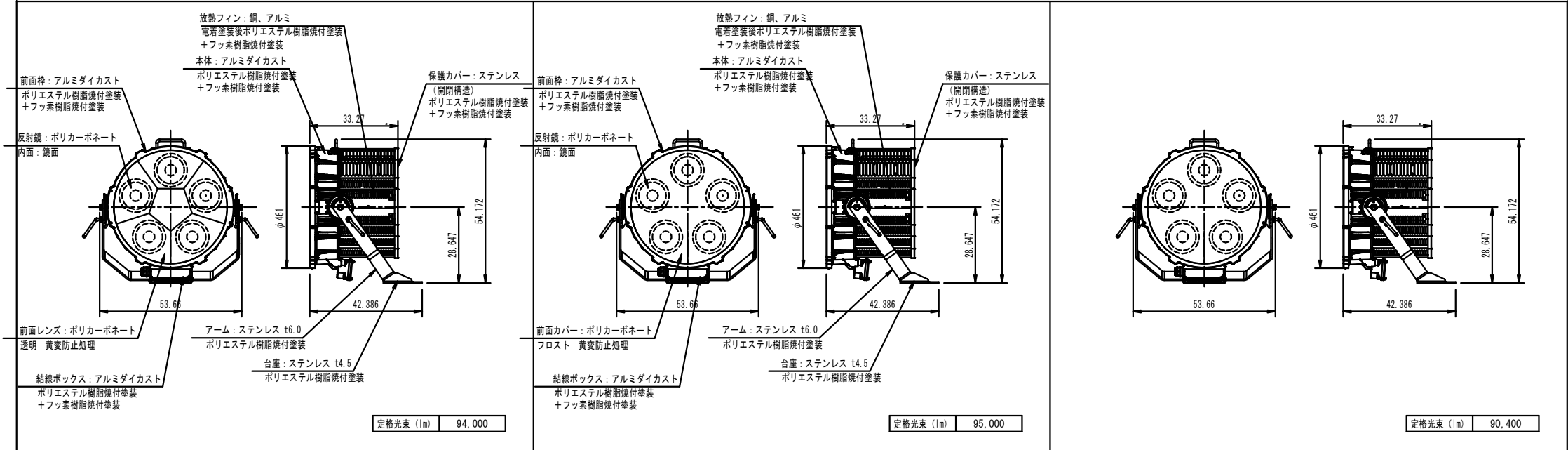
参考：DWTS30224 (アイハ-ミンショッカー)

電撃殺虫器 (FL30W×2、200V、SUS)

* 照明器具は同等品以上とする

工 事 名	運動公園野球場照明設備改修工事		
図 面 名	照明器具姿図（新設）	縮 尺	—
担 当 課	生涯学習部市民スポーツ課	工事番号	通し番号
	教育総務部教育施設課	08-02	08
		作成日 令和8年7月	全16葉

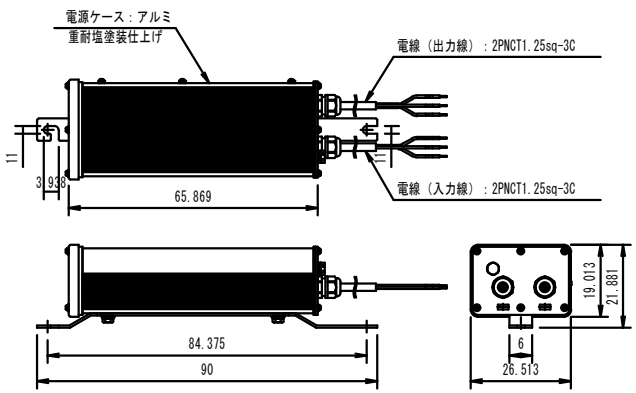
既存照明器具



LED 830 W 高効率形丸形投光器（中角配光）重耐食形

LED 830 W 高効率形丸形投光器（広角配光）重耐食形

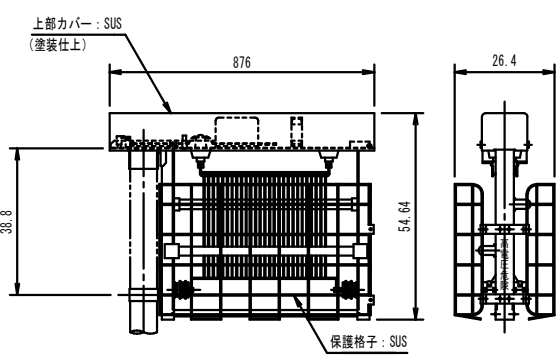
LED 830 W 高効率形丸形投光器（超広角配光）重耐食形



特 性 表								
入力電圧 (V)	周 波 数 (Hz)	入 力 電 流 (A)			入 力 電 力 (W)			
		最 大 値	最 小 値	平 均 値	最 大 値	最 小 値	平 均 値	
200	50/60	4.18	3.48	3.83	826	686	756	

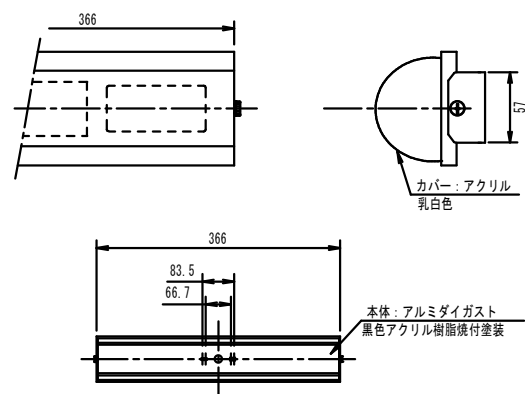
注1：最大値・・・寿命40,000時間経過後の最大値
注2：最小値・・・初期照度補正機能による点灯初期の最小値
注3：平均値・・・初期照度補正機能による40,000時間中の平均値

LED 830 W 投光器用電源装置 重耐塩塗装



捕虫ランプ (W)	特 性					重 量 (kg)
	定格電圧 (V)	周波数 (Hz)	二次電圧 (V)	入力電流 (V)	入力電力 (W)	
30×2	200	50	6400	1.3	76	22

電 撃 殺 虫 器 (FL30W×2 ・ 200V ・ SUS)



塔 内 灯 (LED15.2W×1 ・ 200V ・ WP形)

工 事 名	運動公園野球場照明設備改修工事		通し番号 09
図 面 名	照明器具姿図（既存）	縮 尺	
担 当 課	生涯学習部市民スポーツ課	工事番号 08-02	全16葉
教育総務部教育施設課		作成日 令和8年7月	

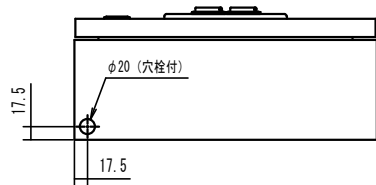
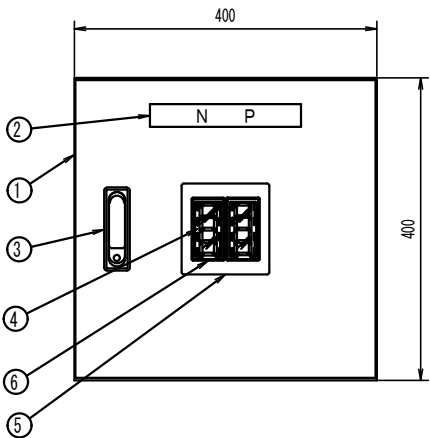
野球場夜間照明制御システム図 S=1:5

配線系統図

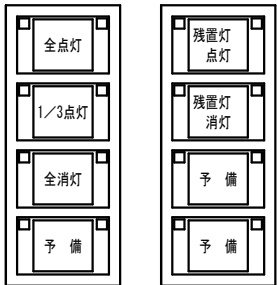
システム概要

- 1. 本システムは、スタンド内設置の照明操作盤により、照明設備等の総合管理を行うと共に柔軟な運用を可能にするものとする。
- 2. 信号授受は、ローカル側に端末器（T U：ターミナルユニット）を設置し、照明操作盤と多重伝送により行う方式とする。
なお、端末器は、各照明塔分電盤に組み込み分散配置方式とする。
- 3. パターン制御時、・残置灯・電撃殺虫器回路は、遅延消灯制御を行なうものとする。
- 4. 操作は、後押し優先とする。

照明操作盤外形図 S=1/5



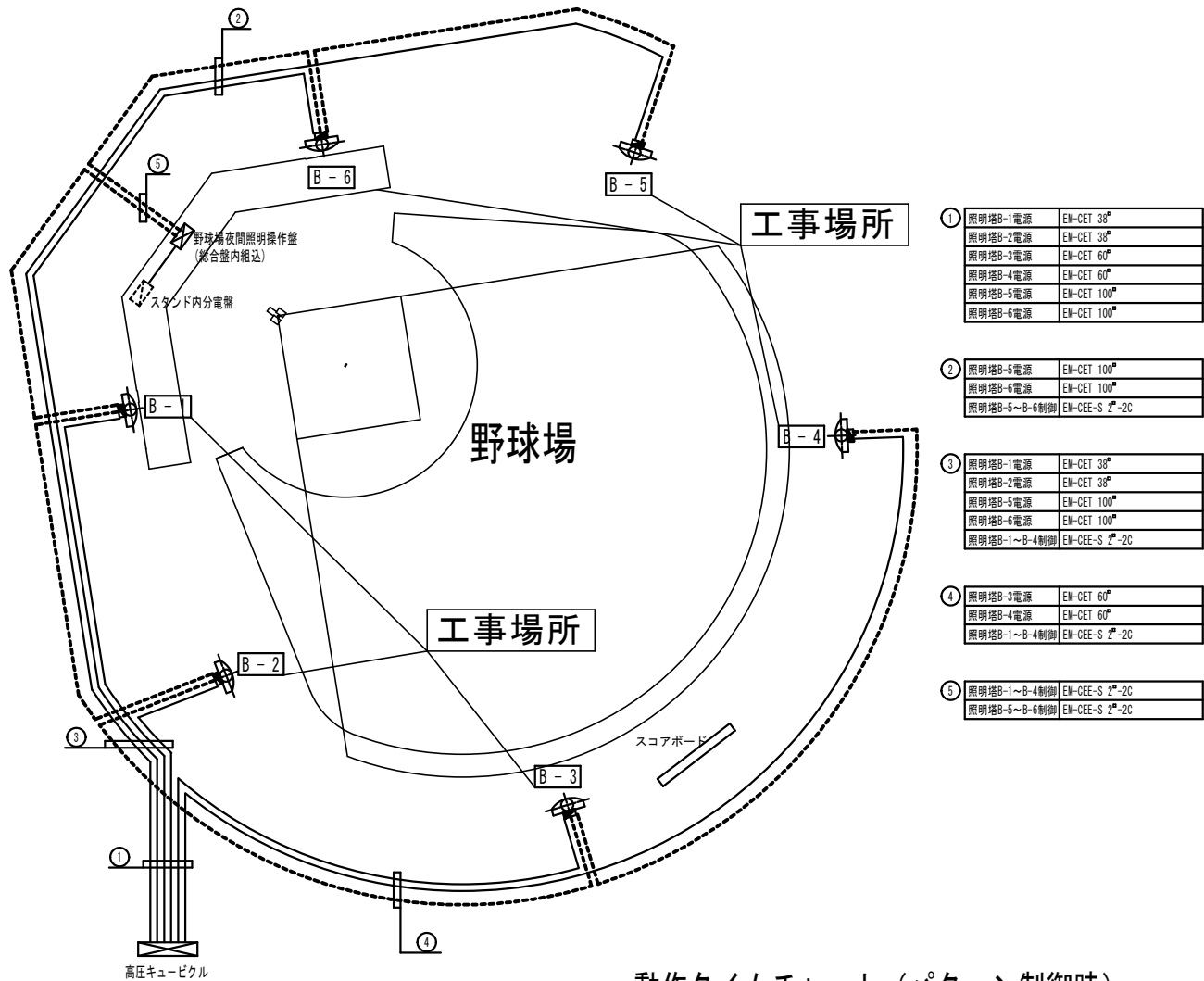
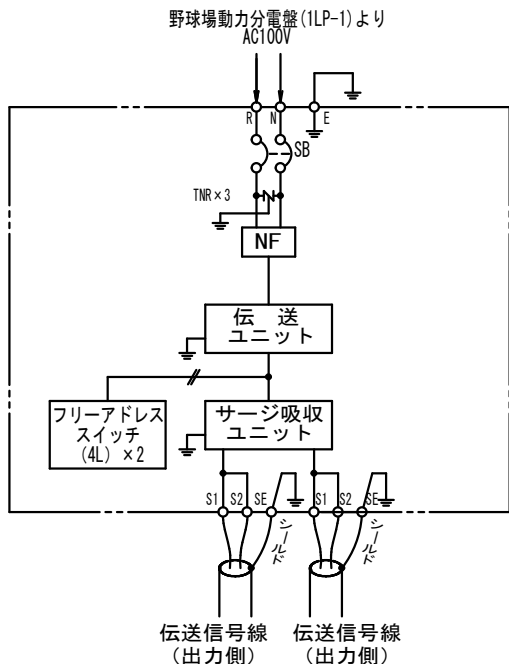
操作スイッチ配列図



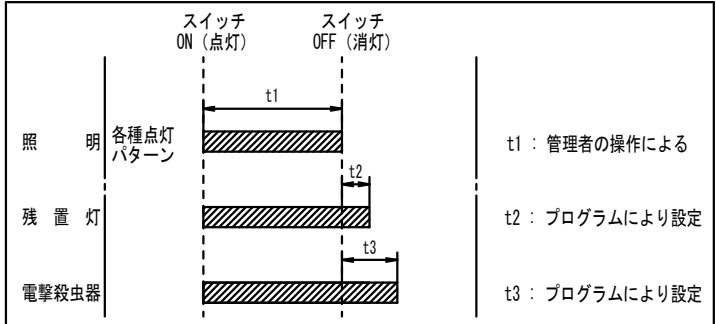
照明操作盤仕様一覧表（屋内壁付用）

部番	数量	部 品 名	仕 様
		電 源 電 圧	AC100V ±10% 50/60Hz
①	1	本 体	材 質 SPCC t1.6 塗装色 2.5Y9/1 (半ツヤ)
②	1	ネームプレート	材 質 t3.0アクリル製 (裏面彫刻) 名 称 照 明 操 作 盤
③	1	平面ハンドル	鍵付
④	2	クリアディスプレイ (4個用)	
⑤	1	スイッチプレート	
⑥	2	スイッチ保護カバー	
	1	電源用端子台	3 極
	1	ノイズフィルタ	
	1	サーキットブレーカ	30AF 2P 3A
	1	信号用端子台	6 極
	1	伝送ユニット	
	1	サージ吸収ユニット	
		質 量	約15kg
		付 属 品	鍵 No.200×2 補修塗料 15mL缶 (筆付)

(照明操作盤回路構成図)



動作タイムチャート（パターン制御時）



(注記)
夜間照明操作盤は野球場 1 階管理事務室総合盤内組込とし、電源 (AC100V) は動力分電盤 (1LP-1) より供給とする。
(別図 E-7, E-13, E-15 参照)

凡 例	記 号	摘 要	数 量	備 考
		照明塔 最下段27m 投光器 (27台撤去→21台新設) 鉄塔 (耐候性鋼材)	6 基	撤去新設
		キュービクル (屋外形) 鋼板製亜鉛溶射後塗装仕上	1 面	
		照明塔分電盤 (屋内防水共架形) 鋼板製亜鉛溶射後塗装仕上	6 面	
		スタンド内分電盤 (1LP-1)	1 面	再利用
		照明操作盤 (壁付形) 鋼板製塗装仕上 多重伝送式	1 面	
		電 源 線 (キュービクル ~ 各照明塔) C/E/F (3Φ3W 200V)	—	
		制 御 線 (照明操作盤 ~ 各照明塔) EM-C/E-E 2 nd -2C	—	

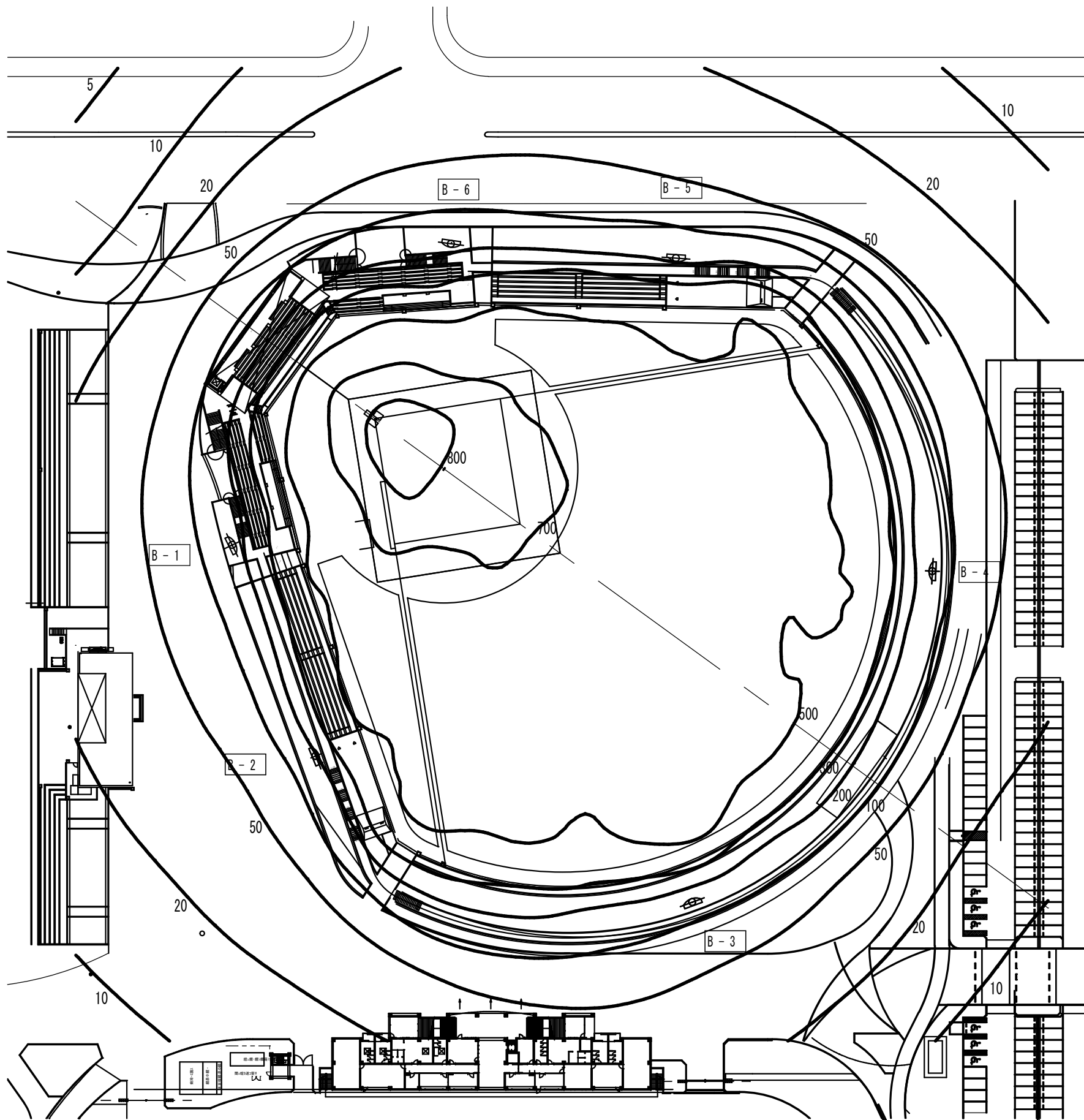
照明塔No.	B-1	B-2	B-3	B-4	B-5	B-6	備 考
回路名称	残置灯 1/3点灯 全点灯 電撃殺虫器	残置灯 1/3点灯 全点灯 電撃殺虫器	残置灯 1/3点灯 全点灯 電撃殺虫器	残置灯 1/3点灯 全点灯 電撃殺虫器	残置灯 1/3点灯 全点灯 電撃殺虫器	残置灯 1/3点灯 全点灯 電撃殺虫器	
操作パターン	L1 L2 L3 L4	L1 L2 L3 L4	L1 L2 L3 L4	L1 L2 L3 L4	L1 L2 L3 L4	L1 L2 L3 L4	
点灯パターン	全点灯 1/3点灯 残置灯	全点灯 1/3点灯 残置灯	全点灯 1/3点灯 残置灯	全点灯 1/3点灯 残置灯	全点灯 1/3点灯 残置灯	全点灯 1/3点灯 残置灯	残置灯・電撃殺虫器は 遅延消灯
制御用端末器 (盤内收容)	1/UF付6A リレユニット サージ吸収ユニット アドレス設定器	2	2	2	2	2	12
	1	1	1	1	1	1	6
							1

* 既存と変更部がある場合は、本参考図を基に図面を作成すること

工 事 名	運動公園野球場照明設備改修工事	縮 尺	A1 (1:5) A3 (1:10)
図 面 名	夜間照明制御システム図 (参考)	工事番号	08-02
担 当 課	生涯学習部市民スポーツ課	通し番号	10
教育総務部教育施設課		作成日	令和8年7月
			全16葉

照度分布図（野球場・全点灯）S=1/500

（内野 750 lx 、外野 500 lx）



照明範囲及び計算照度

照 明 範 囲	照 明 面 積	計 算 照 度	照度均斉度 (最小/平均)	保 守 率
内野（破線部）	1,600 m ²	754 lx	0.852	0.81
外野（破線部）	12,210 m ²	530 lx	0.539	
全体（破線部）	13,810 m ²	556 lx	-	

外野は、内野を除くその他の運動競技面全体とする。

照明塔別数量表（更新後）

照 明 塔	LED高出力角形投光器 (中狭角、中角、広角配光) (高効率形、700Wφ47°)	電撃殺虫器 FL30W×2 (200V)	塔 内 灯 FL20W×1 (200V) (WP形)
B - 1	21 (21)	1	5
B - 2	21 (21)	1	5
B - 3	21 (21)	1	5
B - 4	21 (21)	1	5
B - 5	21 (21)	1	5
B - 6	21 (21)	1	5
合 計	162 (162)	6	30
電気容量 (KVA)	84.936	1.56	1.20

（数字）は、設置数量を示す。

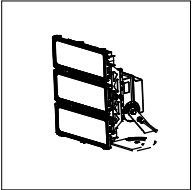
照 明 設 備 一 覧 表

名 称	摘 要	数 量
新 設 器 具	LED高出力角形投光器（中狭角、中角、広角配光）（高効率形、700Wφ47°）	126
既 設 器 具	LED高出力形投光器（中角、広角、超広角配光）（高効率形、830Wφ47°）	162
新 設 電 撃 殺 虫 器	FL30W × 2 , 200V	6
既 設 電 撃 殺 虫 器	FL30W × 2 , 200V	6
塔 内 灯	FL20W × 1 , WP形 , 200V	30
照 明 塔	最下段27m 27灯用 照明鉄塔（耐候性鋼材）	6

注記1：曲線上の数値は、維持水平照度を示す。（単位：lx）

注記2：遮蔽物は、考慮しないものとする。

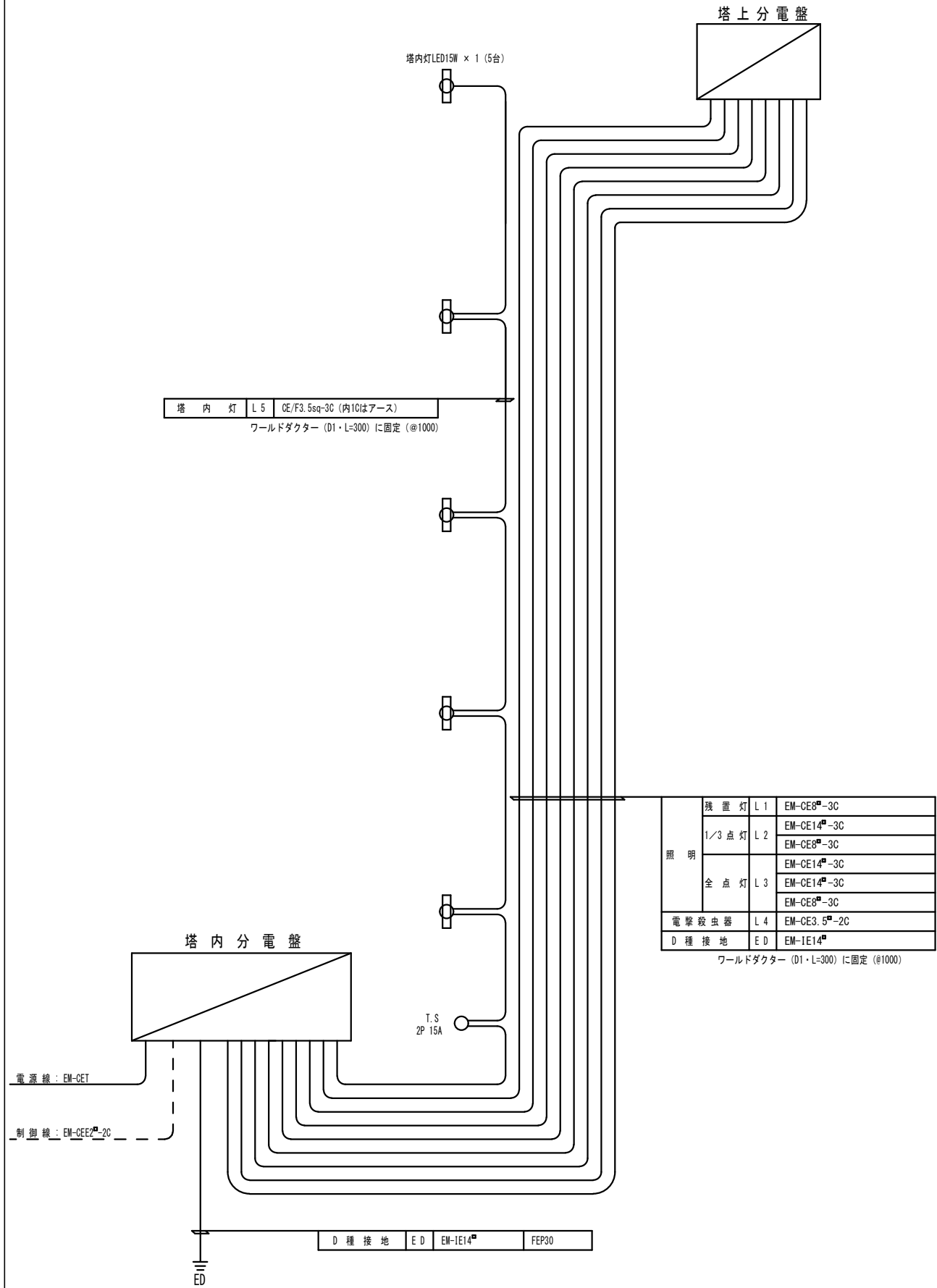
新設器具姿図



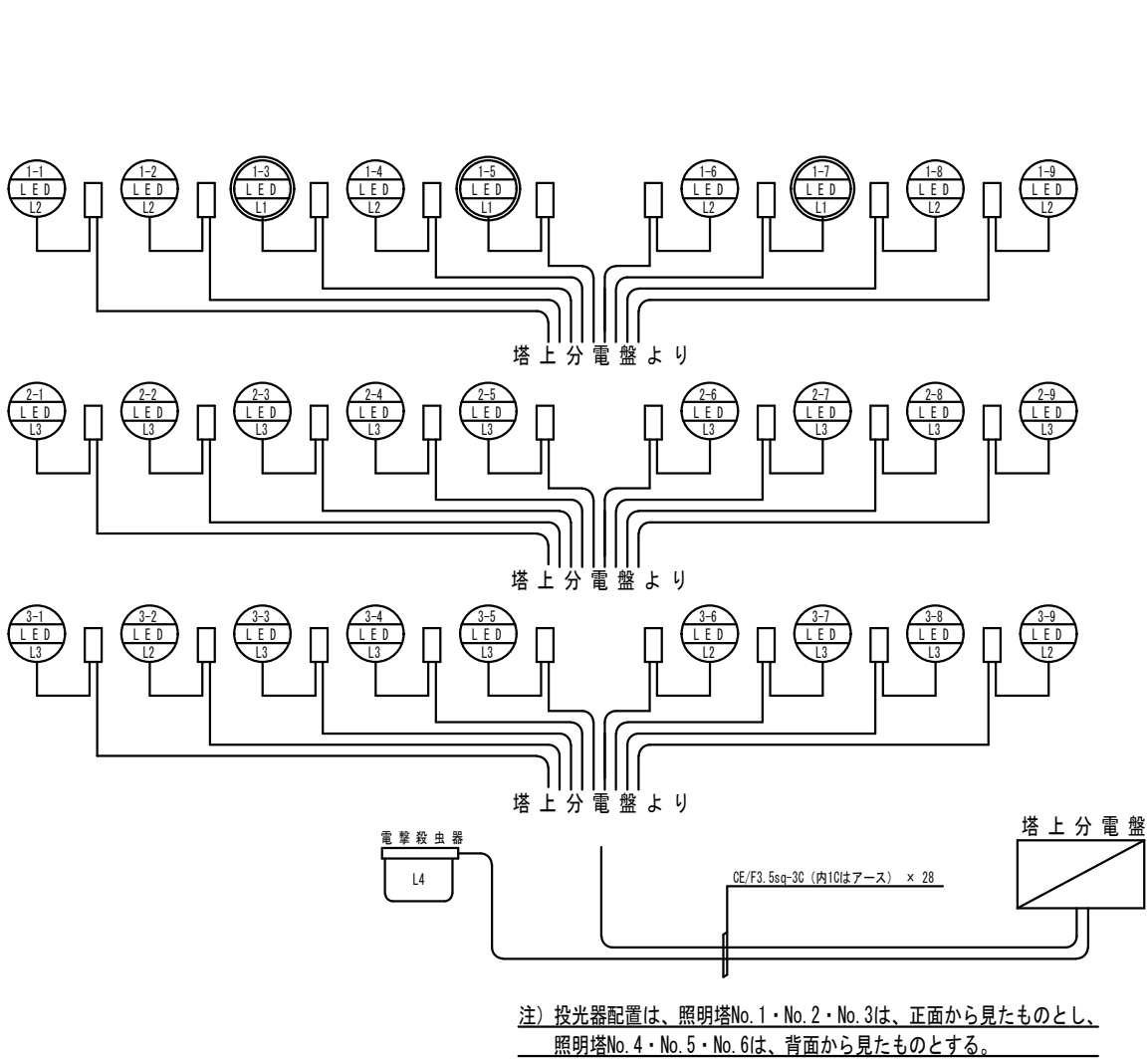
工 事 名 運動公園野球場照明設備改修工事		縮 尺 —	通し番号 11
図 面 名 夜間照明照度分布図（全点灯）（新設）			
担 当 課 生涯学習部市民スポーツ課	工事番号 08-02		
教育総務部教育施設課			
	作成日 令和8年7月		全16葉

野球場夜間照明塔内・塔上配線図

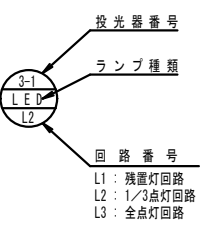
塔内配線図



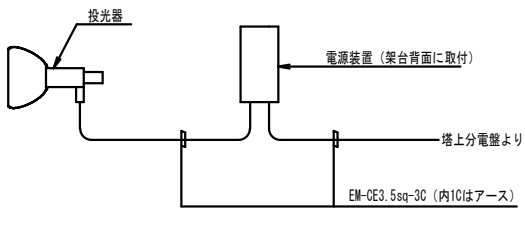
塔上配線図



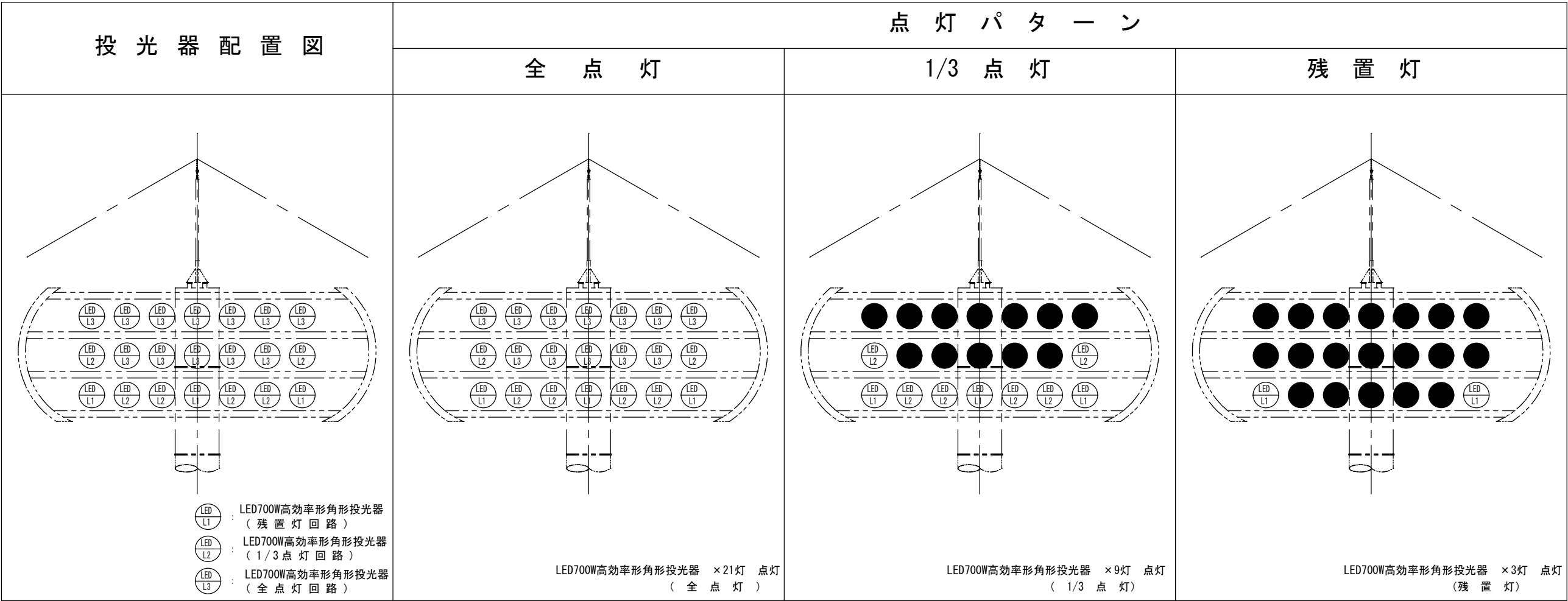
凡 例



配線要領図



夜間照明点灯パターン図（新設）

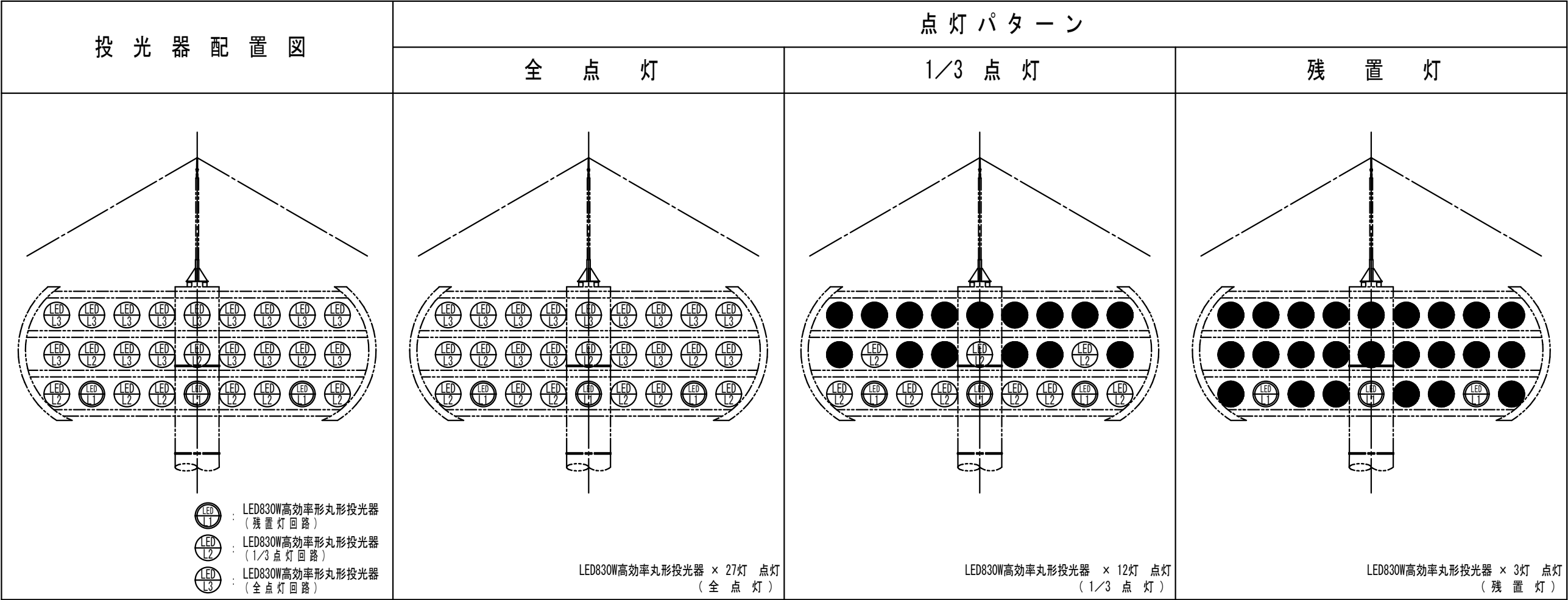


注）投光器配置は、正面から見たものとする。

○ ： 点 灯
● ： 消 灯

工 事 名		運動公園野球場照明設備改修工事		
図 面 名	夜間照明点灯パターン図（新設）	縮 尺 ー		
担 当 課	生涯学習部市民スポーツ課	工事番号 08-02	通し番号 13	
教育総務部教育施設課				
		作成日 令和8年7月	全16葉	

夜間照明点灯パターン図（既存）

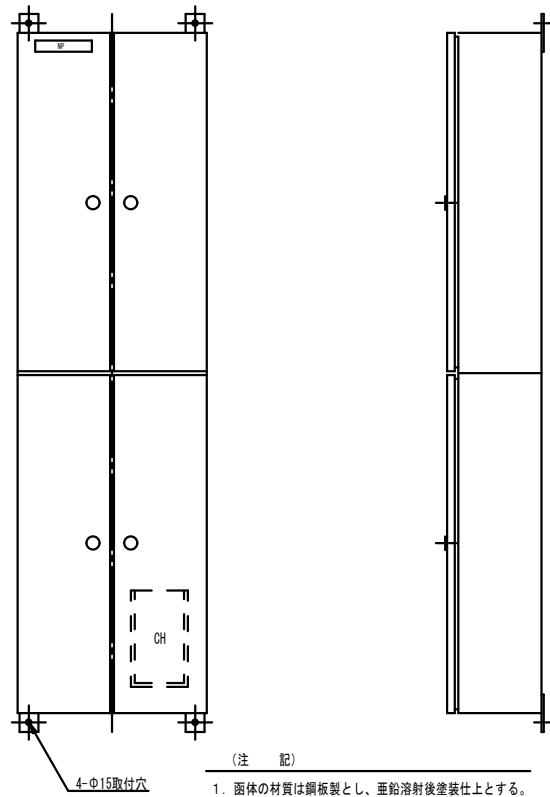


注）投光器配置は、照明塔B-1・B-2・B-3は、正面から見たものとし、
照明塔B-4・B-5・B-6は、背面から見たものとする。

○ ： 点 灯
● ： 消 灯

野球場夜間照明塔内・塔上分電盤詳細図

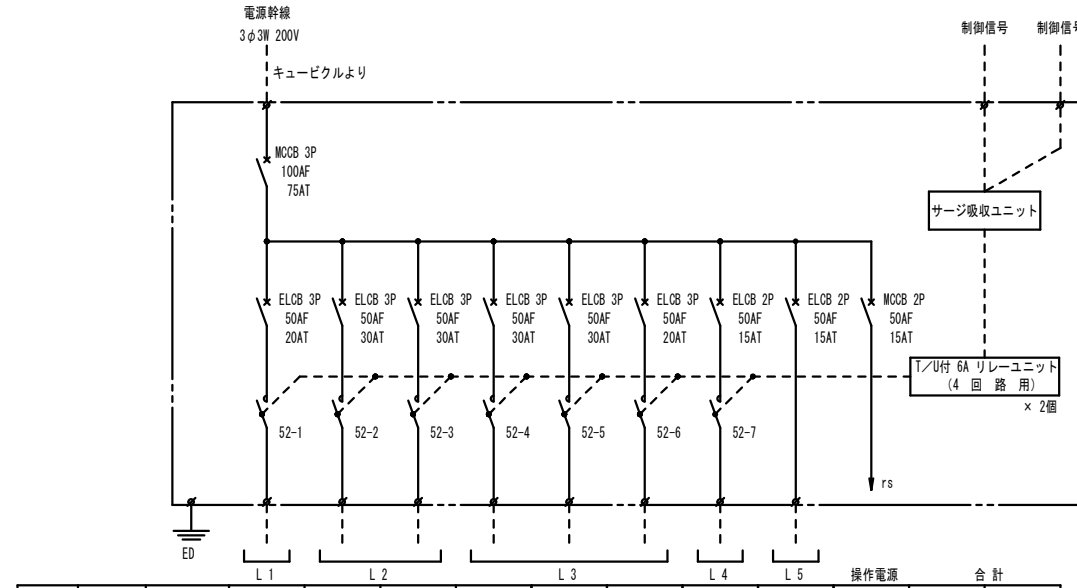
塔内分電盤姿図 S=1:10



(注 記)

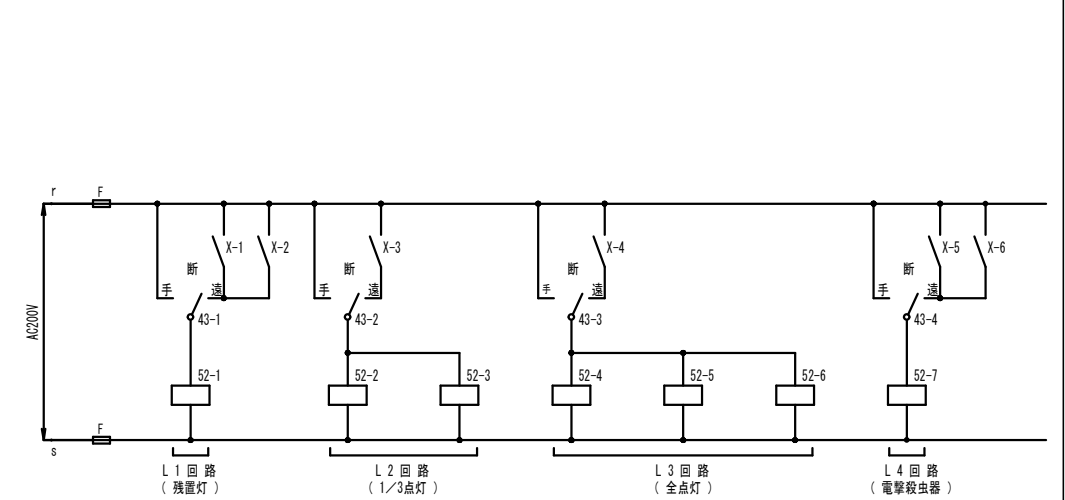
1. 函体の材質は鋼板製とし、亜鉛溶射後塗装仕上とする。
2. 外形及び形状は参考とする。

塔内分電盤回路図

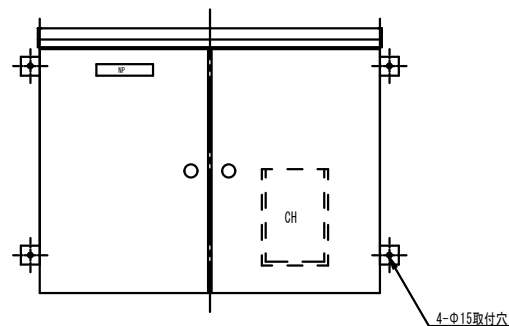


負 荷	残 置 灯	LED 830W	3								3	27
	1/3 点 灯		6	3					9			
	全 点 灯				6	6	3		15			
	電撃殺虫器	FL30W × 2						1			1	
	堆 内 灯	FL20W × 1							5		5	
電 気 容 量	(KVA)		2.508	5.016	2.508	5.016	5.016	2.508	0.260	0.200		23.032

回路番号		L 1	L 2	L 3			L 4	L 5	備 考
点 灯 バ タ ー	全 点 灯	○	○	○	○	○	○		残置灯・電撃殺虫器 --- 遅延消灯
	1/3 点 灯	○	○				○		
	残 置 灯	○						○	



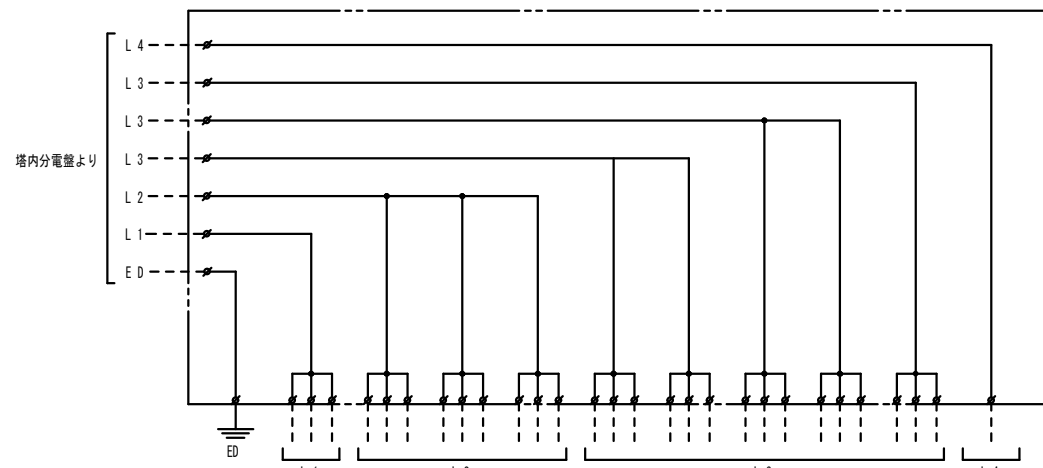
塔上分電盤姿図 S=1:10



(注 記)

1. 函体の材質はステンレス製とし、耐塩塗装仕上とする。
2. 外形及び形状は参考とする。

塔上分電盤回路図

[illegible]

*既存と変更部がある場合は、本参考図を基に図面を作成すること

工 事 名	運動公園野球場照明設備改修工事	縮 尺	A1(1:20) A3(1:20)	通し番号 15
図 面 名	夜間照明塔内・塔上分電盤詳細図 (参考)	工事番号	08-02	
担 当 課	生涯学習部市民スポーツ課	作成日	平成28年7月	
教育総務部教育施設課			全16葉	

屋外電気設備系統図

